

概要	監査結果
<p>【評価計算に関するもの(土地)】 隣接地で家屋の建替えが行われ、当該土地も含めて2筆同一評価された結果、小規模住宅用地の課税標準の特例(6分の1)が正確に適用されず、一般住宅用地の課税標準の特例(3分の1)が適用されて税額が高額となったもの。</p> <p>【評価計算に関するもの(家屋)】 所有者から、近隣家屋と比較し、評価額が高額である旨の申出があったため、調査を行ったところ、錯誤が判明したものの。</p>	<p>当該土地及び隣接地は所有者も別であり、コンクリート壁で区分もされており、どのような経緯で2筆同一評価がなされたのかわからない。</p> <p>当該家屋は昭和49年に建築され、一旦非課税となった後、昭和62年から再度、課税対象となった。</p> <p>その際、昭和49年建築の家屋として昭和48年基準により評価すべきところ、昭和47年以前に建築された建物として評価したため、昭和45年基準から昭和48年基準における再建築費評価点補正率(この間の建築物価上昇分)を乗算することとなり、再建築費評価点に誤りが生じ、近隣建物との評価額に差が生じたものである。</p>
<p>【評価計算に関するもの(家屋)】 家屋の外部にあたる箇所を部屋として評価したため、評価額に錯誤が生じたものの。</p>	<p>現地調査の際に、当該箇所が家屋外部であることを確認していたが、図面への記入を失念していたため、部屋として評価したものである。</p>
<p>【現況地目に関するもの(土地)】 宅地として評価されていた土地が、所有者からの申告によって調査した結果、畑であることが判明し、価格を修正したものの。</p>	<p>宅地に隣接する田について、現地調査した時点で擁壁が築造中であつたことから、農地転用が確実に見込まれる土地(介在田)と判断されたが、農地転用の申請はされず、田から畑への変更であつたことが判明した。</p> <p>聞き取り調査や農地転用の申請書類の確認が適切に行われていれば、過誤を防ぐことができたと考えられる。</p>

り申告された内容の照合確認をすることとしているが、減価償却明細書の写しが提出されている割合が少ない状況にあった。

また、新たな申告者を把握するために、金沢税務署資料の閲覧調査は行われているが、一部の中核市で行われている、税務署資料と市に提出された償却資産申告書の突き合わせ確認は行われていない。

減価償却明細書の写しの提出について、所有者の協力をより求めるほか、国への申告内容との突き合わせ確認など、他都市の取組も参考にし、より正確に対象資産を把握するための対策を検討する必要がある。

**【意見】**  
減価償却明細書の写しの提出について、所有者の協力をより求めるほか、他都市の取組も参考にし、より正確に対象資産を把握するための対策を検討する必要がある。

②非課税について

平成27年度非課税申告書から土地10件、家屋5件、償却資産5件を無作為に抽出したほか、非課税の用途確認のための実地調査報告書を無作為に5件抽出し、非課税であることの妥当性を確認したが、いずれも適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

③減免について

平成27年度非課税申告書から土地及び家屋30件、償却資産5件を無作為に抽出し、申請から承認までの関連資料を確認した。なお、土地及び家屋30件の内訳は、生活減免8件、公益減免15件、災害減免1件、特別減免6件であり、償却資産5件の内訳は、公益減免3件、特別減免2件であったが、いずれも適正に行われており、問題点は検出されなかった。

④更正について

更正は価格等の錯誤を正すものであるが、固定資産税は、市税全体の中で最も更正額が大きい。その原因は、償却資産の申告漏れなど、所有者の誤りによるものや、配分等の時期的な要因で必然的に更正するもの等があるが、一方で市の事務処理が原因となる可能性もある。

課税事務には慎重さが求められることから、適正に事務を行った上での更正であったかを確認するため、過去5年間の更正事案から、更正事由が「所有者及び賦課に関するもの」、「評価計算に関するもの」、「現況地目に関するもの」を重点的に調査することとした。

「所有者及び賦課に関するもの」については5件、「評価計算に関するもの」については13件、「現況地目に関するもの」については4件を無作為に抽出し、関係資料を閲覧した結果、以下のとおり、市の事務処理が原因と考えられる事案が数件見受けられた。

概要	監査結果
<p>【所有者及び賦課に関するもの】 前年度中に売買され、所有権移転登記も済んでいたにもかかわらず、前所有者に納税通知書が届いたもの。</p>	<p>事務処理が原因の更正である。</p>

4 軽自動車税

(1) 概要

①軽自動車税の概要

軽自動車税とは、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）を所有している者に対して課税するものである。

ア 納税義務者（地方税法第442条の2、条例第66条）

4月1日現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している者

イ 税率（地方税法第444条、条例第68条）

車種区分		平成27年度の税率 (円)	
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下	1,000	
	総排気量 50cc 超 90cc 以下	1,200	
	総排気量 90cc 超 125cc 以下	1,600	
	ミニカー	2,500	
軽自動車	2輪（総排気量 125cc 超 250cc 以下）	2,400	
	2輪（被けん引車）	2,400	
	自動車検査証の初度検査年月が平成27年3月までの場合	3,100	
	自動車検査証の初度検査年月が平成27年4月以降の場合	5,500	
軽自動車	3輪	営業用	7,200
		自家用	3,000
	4輪乗用	営業用	4,000
		自家用	3,100
	4輪貨物用	営業用	6,900
		自家用	10,800
	農耕作業用	営業用	3,800
		自家用	5,000
	小型特殊自動車	農耕作業用	1,600
		その他	4,700
2輪の小型自動車	総排気量 250cc を超えるもの	4,000	

なお、平成28年度から、3輪以上の軽自動車の一部を除いて税率が引き上げられている。

ウ 非課税及び課税免除（地方税法第443条、条例第66条の2及び第67条）

国、国立大学法人、都道府県、市町村、地方独立行政法人等のほか、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものは、地方税法により、

概要	監査結果
【現況地目に関するもの（土地）】 現況地目が宅地となっていたが、畑に修正したものの。	1筆の土地を分筆した後、一方の土地には住宅を建築し、もう一方の土地は畑とするために整地をしていたが、両方とも宅地として認定したものである。 畑の方は農地転用の申請がなされておらず、所有者への聞き取り調査や農地転用の申請書類の確認が適切に行われていれば、過誤を防ぐことができたと考えられる。
【現況地目に関するもの（土地）】 現況地目が畑となっているが、所有者の親族からの情報により、宅地であることが判明したものの。	かなり古くから宅地として利用されていたと思われるが、どのような経緯で畑とされたか不明である。

原因が不明のものもあるが、確認作業を行うことにより、更正を未然に防ぐことができたと考えられる事案も見受けられた。今後、同様の事案が発生しないよう、原因を十分に究明するとともに、課内研修等により情報共有を図るなど、改めて正確かつ慎重な事務を徹底し、再発防止に努める必要がある。

【意見】

更正となった原因を十分に究明するとともに、課内研修等により情報共有を図るなど、改めて正確かつ慎重な事務を徹底し、再発防止に努める必要がある。

⑤不服申立制度について

過去5年間に不服申立てがあった全4件の申立てから処理に至るまでの関連資料を確認したが、いずれも適正に行われており、問題点は検出されなかった。

③課税事務の流れ

納税義務者等からの申告に基づき、所有者の住所や氏名、軽自動車等の種別、車名、車台番号、総排気量、登録年月日等の情報を把握し、システムに入力する。  
毎年、賦課期日である4月1日現在の所有者に対して、軽自動車税の賦課決定を行い、当該納税義務者に対して5月上旬に納税通知書を発送する。

④減免制度

軽自動車税は、条例第72条の2及び第72条の3並びに施行規則第8条の2において、減免制度が規定されており、減免を受けようとする者は、納期限の5日前までに減免申請書を提出しなければならない。なお、平成28年度から、減免の申請期限は納期限までとなっている。

ア 減免の概要

区分	対象	減免額
公益減免	公益のため直接専用するものと認める軽自動車等	
身体障害者等減免	身体障害者又は精神障害者(以下「身体障害者等」という。)が所有する軽自動車等、身体障害者等、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要があると認めるもの(1台に限る。)	全額
構造減免	その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等	

イ 減免実績

(単位: 件又は円)

年度	項目		減免事由		合計
	減免件数	減免額	身体障害者等減免	構造減免	
平成23年度	21	742	742	81	844
平成24年度	26	122,400	4,908,400	570,000	5,600,800
平成25年度	30	145,600	4,448,800	1,621,000	6,215,400
平成26年度	31	174,400	5,660,600	746,600	6,581,600
平成27年度	35	181,600	6,325,400	804,200	7,311,200
減免件数	210,400	210,400	6,814,400	913,500	7,938,300

軽自動車税が非課税とされている。  
また、商品であって使用しないものや、私立学校で専ら生徒の教育練習の用に供するものは、条例により、軽自動車税が課税免除とされている。

エ 申告(地方税法第447条、条例第71条)

軽自動車等取得した者は15日以内に、軽自動車等を所有しなくなった者は30日以内に、その旨を市に申告しなければならない。

具体的には、原動機付自転車及び小型特殊自動車については、市に直接申告し、軽自動車と2輪の小型自動車については、それぞれのナンバープレート(車台番号標)の交付窓口である北陸信越運輸局石川運輸支局や軽自動車検査協会石川事務所併設されている一般社団法人石川県自動車会議所に申告し、同会議所が市に申告書を送付することとなる。

オ 徴収等(地方税法第445条及び第446条、条例第69条及び第70条の2)

普通徴収の方法によって、納期は5月10日から同月31日までとされている。

②過去5年間の決算の状況

(単位: 千円)

年度	収入額		不納欠損額		還付		収入未済額			
	現年課税分	滞納繰越分	現年課税分	滞納繰越分	未済額	現年課税分	滞納繰越分	計		
平成23年度	679,054	64,401	743,455	658,875	11,398	670,273	58	7,790	7,848	
平成24年度	695,507	62,425	757,932	677,484	10,996	688,480	38	7,358	7,396	
平成25年度	718,784	61,851	780,635	700,491	12,032	712,523	18	7,393	7,411	
平成26年度	743,041	60,633	804,274	727,072	12,141	739,213	30	7,085	7,115	
平成27年度	765,075	56,198	821,873	750,397	12,385	762,782	15	7,042	7,057	
計								180	15,443	36,771

現年課税分調定額の内訳

(単位: 台又は千円)

区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額
原動機付自転車	16,090	16,090	15,372	15,372	14,637	14,637	13,948	13,948	13,192	13,192
50cc以下	1,157	1,388	1,086	1,303	1,068	1,269	1,000	1,200	931	1,117
90cc以下	1,225	1,960	1,351	2,162	1,463	2,341	1,557	2,491	1,672	2,675
125cc以下	181	453	178	445	176	440	184	460	181	453
ミニカー	18,653	19,891	17,987	19,282	17,334	18,687	16,689	18,099	15,976	17,437
小計	3,696	8,870	3,628	8,707	3,605	8,652	3,563	8,551	3,557	8,537
2輪(250cc以下)	356	854	351	842	357	857	351	842	357	857
2輪(250cc以上)	17	53	17	53	16	50	13	40	13	40
3輪	14	77	14	77	13	71	15	83	12	66
軽自動車	74,926	539,487	77,336	556,819	80,764	581,501	84,347	607,299	87,717	631,588
乗用車	816	2,448	836	2,508	819	2,457	780	2,340	765	2,295
貨物車	21,093	84,372	20,986	83,944	20,682	82,728	20,586	82,344	20,102	80,410
小計	100,918	636,141	103,168	652,950	106,256	676,316	109,655	701,499	112,523	723,793
自家用	346	554	356	570	362	579	367	587	378	605
業務用	1,257	5,908	1,293	6,077	1,345	6,322	1,382	6,496	1,452	6,824
その他	1,503	6,462	1,649	6,647	1,707	6,901	1,749	7,083	1,830	7,429
小計	4,140	16,560	4,157	16,628	4,220	16,880	4,240	16,960	4,254	17,016
2輪小型自動車(250cc超)	125,314	679,054	126,961	695,507	129,517	718,784	132,333	743,641	134,583	765,675
合計	96,535	97,606	99,436	101,250	102,758					

ウ 減免に係る事務の流れ

納税義務者から提出された減免申請書を受け付け、減免の要件を満たすか審査する。要件を満たした場合は、減免決定となり、申請者に対して減免決定通知書を送付する。

(2) 監査手続

- ① 軽自動車税の課税事務について、税務課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。
- ② 納税義務者の特定が適正に行われ、申告された内容がシステムに適正に入力されているか確認することにより、軽自動車税に係る課税事務の正確性について検証した。
- ③ 軽自動車税の減免について、平成27年度に新規で申請のあったものから無作為に数件抽出し、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。
- ④ 市の窓口で交付及び回収されるナンバープレート（標識）の管理が適正に行われているか検証した。

閲覧資料：市税概要、軽自動車税申告書兼標識交付申請書、軽自動車税既車申告書兼標識返納書、減免申請書、減免対象表、軽自動車税申告書（報告書）、軽自動車税減免決定一覧表、障害者等異動者リスト、減免確認作業報告書、公示送達リスト、決裁回書 等

(3) 監査結果

① 課税事務の正確性について

原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車については、新たに購入した場合など所有した時点で所有者や販売者等から確実に申告がなされ、納税義務者が適正に特定できる体制が整っており、また、申告内容もシステムに適切に入力されており、問題点は検出されなかった。

しかし、農耕トラクターやコンバイン、フォークリフト等の小型特殊自動車については、所有した時点で申告が必要であるにもかかわらず、遅れて申告がなされた事例が見受けられた。これは、公道を走行する必要があるため、申告に来たものであり、公道の走行予定がない場合は申告が不要という誤った認識をしていたことによるものであったが、そもそも公道の走行有無にかかわらず、所有した時点で申告が必要という制度の周知が十分になされていないために生じた事案と言える。

まずは、農業協同組合等の小型特殊自動車の販売店等に協力を依頼し、販売時における購入者への説明を徹底するほか、ホームページやポスター等でも申告の必要性を十分に周知する必要がある。

【意見】

小型特殊自動車に係る申告については、販売店等に協力を依頼し、販売時における購入者への説明を徹底するほか、ホームページ等においても申告の必要性を十分に周知する必要がある。

② 減免について

平成27年度に新たに減免されたものから、無作為に26件（公益減免2件、身体障害者等減免20件、構造減免4件）を抽出し、申請から承認までの関連資料を確認したが、いずれも適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

しかし、より効率的かつ正確な事務を徹底するため、以下の点について検討する必要がある。近年の減免実績を確認したところ、身体障害者等減免の件数が突出しているが、この区分により、既に減免を受けている者が継続して減免を受けようとする場合は、申請事項に変更がない限り、毎年度の申請は不要とされている。

市では当該継続制度を担保すべく、毎年度1月に、当年度の対象者情報を管理している軽自動車税減免決定一覧表と、障害の内容や等級等の変更履歴を管理している障害者等異動者リストとを照合し、当年度の対象者が次年度も引き続き減免対象となるかを確認しており、減免対象外となる者に対しては、減免非該当の通知をしている。

システムには、身体障害者等減免、公益減免及び構造減免の3区分の情報は登録しているが、障害の内容や等級等の情報は登録していないため、毎年、次年度の一覧表を作成する際、1年前に障害の内容や等級の情報を手書きして作成した軽自動車税減免決定一覧表の内容を、次年度用の一覧表に、全て転記することから作業を始めている。

身体障害者等減免の件数は毎年増加傾向にあることから、転記作業も約800件とかなり膨大であり、転記誤りや転記漏れが生じるリスクも大きくなってきている。仮に、誤った情報を転記した場合は、入念な確認作業を行わない限り、以降の課税及び徴収に誤りが生じる恐れがあるため、効率性及び正確性の観点から、システムでの一括処理やデータ化を検討する必要がある。

【意見】

軽自動車税に係る身体障害者等減免の継続審査については、効率性及び正確性の観点から、システムでの一括処理やデータ化を検討する必要がある。

③ ナンバープレート管理について

軽自動車等のうち、原動機付自転車及び小型特殊自動車を購入、廃棄、譲渡した場合や、所有者が転入及び転出した場合は、市の窓口で申告を行う必要があるが、この際にナンバープレートの交付や回収が行われる。

交付前のナンバープレートの一部は施設保管されているものの、一部はデスク横の段ボール箱で保管されており、回収済みのナンバープレートも受付カウンター内で保管されていた。また、交付前のナンバープレート、回収したナンバープレートを管理するための台帳も作成されていなかった。

交付前のナンバープレートについては、連番であることから、事後的に紛失や盗難が確認される可能性はあるが、回収したナンバープレートについては、その台帳がないことから、紛失や盗難に気付くのは困難な状況にある。

紛失や盗難のリスクを防ぐためにも、ナンバープレートの取扱いに関する方針を明確に定めるほか、管理台帳を作成すべきである。

また、回収時にはナンバープレートに穴を開け、再利用ができないようにした上で、施設可



能な保管場所で管理し、回収したナンバープレートを処分業者に売却する際も、引き渡すナンバープレートの一覧を渡すなど、不正に利用されないよう厳重な管理を徹底する必要がある。

**【意見】**  
 ナンバープレートの紛失や盗難、不正利用等を防止するため、交付及び回収に係る取扱方針を明確に定めるほか、管理台帳を作成するなど、厳重な管理を徹底する必要がある。

**5 市たばこ税**

(1) 概要

①市たばこ税の概要

市たばこ税とは、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が市内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した場合に課税するものである。

なお、たばこの製造及び流通には、市たばこ税のほか、地方税法第74条の規定に基づく道府県たばこ税（以下「県たばこ税」という。）、たばこ税法等に基づく国税であるたばこ税（以下「国たばこ税」という。）も課税されている。

ア 納税義務者（地方税法第465条、条例第74条）  
 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者

イ 税率（地方税法第468条、条例第77条）

区分	平成27年度の税率
紙巻たばこ	1,000本につき5,262円
旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき2,495円

紙巻たばことは、パイプたばこ、葉巻たばこ及び刻みたばこの喫煙用の製造たばこのほか、かみ用の製造たばこ、かぎ用の製造たばこのことである。

旧3級品の紙巻たばことは、専売納付金制度下において3級品とされていた、わかば、しんせい、エコー、ゴールデンバット、パイオレット及びびうるまの6銘柄のことである。

なお、平成27年度における市たばこ税、県たばこ税及び国たばこ税の全体は以下のとおりである。

区分	たばこ1,000本につき	
	紙巻たばこ	旧3級品の紙巻たばこ
市たばこ税	5,262円	2,495円
県たばこ税	860円	411円
国たばこ税	6,122円	2,906円
計	12,244円	5,812円

また、旧3級品の紙巻たばこに係る市たばこ税については、平成28年度より、以下のとおり段階的に税率が改正されている。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1,000本につき	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円

ウ 申告（地方税法第473条、条例第80条）

納税義務者は、毎月1か月分の売渡し本数の合計数及びこれに係る税額を記載した申告書を翌月末までに市に提出しなければならない。

また、市では、これらの確認のほか、納税義務者ごとに前月比及び前年同月比の比較を行い、大きな増減がないかの確認を行っており、申告内容の正確性を各観点な視点でも検証していると言える。

エ 徴収等（地方税法第472条、条例第79条）  
申告納付の方法によって、徴収する。

②過去5年間の決算の状況

(単位：千円)

項目	課税額		収入額		不納欠損額		収入未済額	
	現年課税額	滞納繰越分	現年課税額	滞納繰越分	現年課税額	滞納繰越分	現年課税額	滞納繰越分
年度	計	計	計	計	計	計	計	計
平成23年度	3,548,183	27	3,548,210	3,547,906	10	3,547,916	-	277
平成24年度	3,491,333	293	3,491,626	3,491,333	293	3,491,626	-	-
平成25年度	3,798,927	-	3,798,927	3,798,927	-	3,798,927	-	-
平成26年度	3,679,170	-	3,679,170	3,679,170	-	3,679,170	-	-
平成27年度	3,600,329	-	3,600,329	3,600,329	-	3,600,329	-	-

現年課税分課税額の内訳

(単位：人、千本、千円)

項目	紙巻たばこ		旧3紙巻の紙巻たばこ		合計	
	納税義務者数	課税額	売渡し本数	課税額	売渡し本数	課税額
年度						
平成23年度	9	758,919	3,503,874	20,233	44,309	3,548,183
平成24年度	8	745,144	3,441,074	22,949	50,259	3,491,333
平成25年度	8	717,840	3,738,752	24,353	60,175	3,798,927
平成26年度	9	687,253	3,616,323	25,189	62,847	3,679,170
平成27年度	10	672,272	3,537,498	25,183	62,831	3,600,329

③課税事務の流れ

市は、申告された内容が正確かどうか、石川県から提供されるたばこ税市町村別事業者別売渡本数明細表との突き合わせにより確認している。

なお、国たばこ税と県たばこ税も同じ課税客体であることから、市たばこ税の売渡し本数に ついての実態調査は行ってはいない。

(2) 監査手続

①市たばこ税の課税事務について、税務課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。

②平成27年度分の申告書と石川県から提供されるたばこ税市町村別事業者別売渡本数明細表を照合することにより、課税事務の正確性を検証した。

閲覧資料：市税概要、市町村たばこ税の申告書、課税申告書一覧、たばこ税市町村別事業者別売渡本数明細表 等

(3) 監査結果

①課税事務の正確性について

金沢市における平成27年度の市たばこ税の納税義務者は10人であり、それら全ての申告書と石川県から提供されるたばこ税市町村別事業者別売渡本数明細表が一致しているか確認したが、突合すべき数値は、全て一致しており、問題点は検出されなかった。

②過去5年間の決算の状況

年度	課税額		収入額		不納欠損額		滞付未済額		収入未済額	
	現年課税額	滞納繰越額	現年課税額	滞納繰越額	現年課税額	滞納繰越額	現年課税額	滞納繰越額	現年課税額	滞納繰越額
平成23年度	25,935	5,207	31,142	24,286	3,715	28,001	-	-	1,619	1,492
平成24年度	26,979	3,140	30,119	24,918	2,930	27,848	-	-	2,064	210
平成25年度	27,413	2,275	29,688	25,359	1,927	27,286	-	-	2,051	348
平成26年度	26,683	2,402	29,085	26,683	2,402	29,085	-	-	-	-
平成27年度	31,676	-	31,676	-	-	31,676	-	-	-	-

年度	項目	宿泊		日帰り		合計	
		特別徴収義務者数	滞泊客数	特別徴収義務者数	滞泊客数	特別徴収義務者数	滞泊客数
平成23年度	17	147,267	22,090	38,445	3,845	185,712	25,935
平成24年度	18	156,288	23,443	35,362	3,536	191,650	26,979
平成25年度	18	158,837	23,826	35,874	3,587	194,711	27,413
平成26年度	18	155,608	23,341	33,419	3,342	189,027	26,683
平成27年度	17	191,151	28,672	30,037	3,004	221,188	31,676

6 入湯税

(1) 概要

①入湯税の概要

入湯税とは、鉱泉浴場の入湯客に対して課税するものであり、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるために設けられた目的税である。

ア 納税義務者(地方税法第701条、条例第117条)

鉱泉浴場の入湯客

イ 税率(地方税法第701条の2、条例第117条の3)

区分	税率
宿泊の場合	1泊につき 150円
日帰りの場合	1回につき 100円

ウ 課税免除(条例第117条の2、施行規則第14条の2)

以下の者には、入湯税が課税されないこととされている。

- i 年齢12歳未満の者
- ii 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- iii 学校(学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。))の行事として行われる修学旅行等で教職員が引率して行われるものに参加する児童、生徒又は学生
- iv 日帰りの入湯に係る料金の額が1,000円以下(消費税及び地方消費税の額を除いた金額)の鉱泉浴場に日帰りで入湯する者

エ 申告(地方税法第701条の4、条例第117条の5)

鉱泉浴場の経営者等は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市に提出しなければならない。

オ 徴収等(地方税法第701条の3及び第701条の4、条例第117条の4及び第117条の5)

入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。鉱泉浴場の経営者は特別徴収義務者として指定され、入湯客から入湯税を徴収しなければならない。

③課税事務の流れ

入湯税の特別徴収義務者である公衆浴場の経営者等から、毎月提出される納入申告書に基づき、日々の入湯客数、入湯税額等の内容を精査した上で、賦課決定を行う。

(2) 監査手続

①入湯税の課税事務について、税務課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。

②特別徴収義務者が、入湯客数を正確に把握した上で、申告しているか検証した。

③特別徴収義務者を正確に把握しているか検証した。

閲覧資料：市税概要、入湯税納入申告書、入湯税納入明細書、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告書、入湯税申告一覧、入湯税の取扱いのお知らせ 等

(3) 監査結果

①入湯客数の把握について

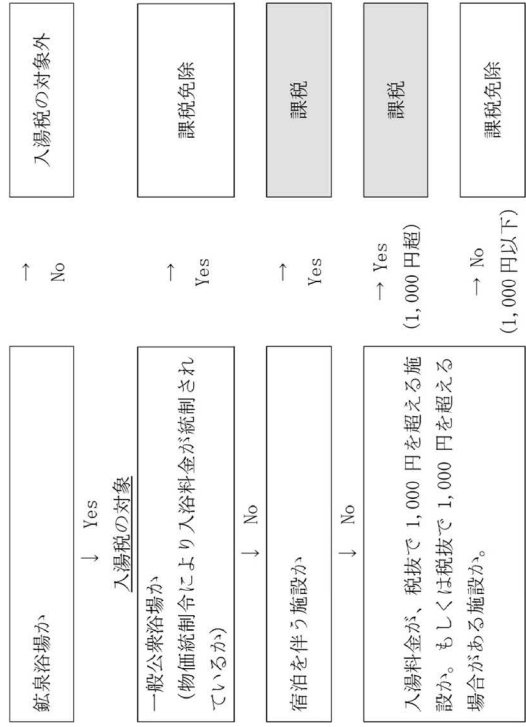
入湯税は、特別徴収義務者からの入湯客数及び徴収額の申告により納付されるが、申告書には、日ごとの入湯客数及び税額等が記載されている。

この申告制度を担保すべく、条例第117条の8においては、特別徴収義務者に対して、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を記載した帳簿の作成と1年間の保存義務を課している。しかし、市では実際に申告された内容と帳簿の突き合わせを行っておらず、帳簿が正しく作成されているか確認するための実地調査も行っていない。

まずは、特別徴収義務者に対する実地調査を行い、入湯税に係る帳簿に記載された入湯客数、入湯料金及び入湯税額と、売上記録等が記載された会計帳簿との突き合わせにより、申告内容の正確性を検証する必要がある。

**【意見】**  
 特別徴収義務者に対する実地調査を行い、入湯税に係る帳簿と、会計帳簿との突き合わせにより、申告内容の正確性を検証する必要がある。

②特別徴収義務者の把握について  
 入湯税は、特別徴収の方法により徴収されることから、特別徴収義務者が正確に把握されている必要がある。  
 入湯税の対象となる鉱泉浴場を営もうとする者は、市に経営申請書を提出しなければならぬが、市ではこの他にも、鉱泉浴場経営者から保健所に別途提出される温泉利用許可書の確認、新聞広告やホームページなどにより、特別徴収義務者の把握に努めている。  
 特別徴収義務者からの月々の徴収記録として作成されている申告書一覧を閲覧したところ、鉱泉浴場経営者Aが記載されていたにもかかわらず、同様の業態であるBの記載がなかったため、入湯税の対象施設がどのように判断されるか、その基準を確認した。



Bが経営する鉱泉浴場は、一般公衆浴場ではなく、宿泊施設も所有しておらず、また、入湯料金が税抜で1,000円以下であったことから、課税免除と判断されていた。  
 しかし、Bは、開業後、宿泊施設を新たに設置していたため、詳細に調査したところ、宿泊施設の設置に伴い、課税対象となることが判明したほか、料金体系の面からも、開業当初から一部課税対象となる可能性があることが判明した。  
 宿泊施設の設置に関しては、頻繁に行われることではないが、料金体系の変更は、社会経済情勢の変化等に伴い、今後、他の施設でも発生する可能性があると考えられる。

市は、毎年3月上旬に、特別徴収義務者に対して、制度内容を文書にて周知しているが、十分に制度が理解されておらず、また、市としても、その状況を把握していなかったと言わざるを得ない。  
 今回の事例を踏まえ、改めて、特別徴収義務者その他鉱泉浴場の経営者に対して制度を分かりやすく丁寧に周知するとともに、実態調査を適宜実施するなど、申告漏れを防ぐための対策を講じる必要がある。

**【意見】**  
 特別徴収義務者等に対して、分かりやすく丁寧に制度を周知するとともに、実態調査を適宜実施するなど、申告漏れを防ぐための対策を講じる必要がある。

7 事業所税

(1) 概要

①事業所税の概要

事業所税とは、市内の事務所や事業所において事業を行う法人等に対して課税するものであり、事業所床面積に課税する資産割と、従業員給与総額に課税する従業員割がある。

事業所税は、人口や企業が過度に都市部に集中することによって発生する交通問題や公害問題、ごみ処理の問題など、いわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の整備及び改善に必要な費用に充てるために設けられた目的税であり、人口30万人以上の都市等が課税団体となっている。

ア 納税義務者（地方税法第701条の32、条例第117条の10）  
市内の事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人

イ 税率（地方税法第701条の42、条例第117条の15）

区分	税率
資産割	事業所床面積1㎡につき600円
従業員割	従業員給与総額の0.25%

なお、資産割については、法人の場合は事業年度終了の日現在、個人の場合は12月31日現在における事業所床面積が課税標準となり、従業員割については、法人の場合は事業年度中に、個人の場合は1月1日から12月31日までに支払われた従業員給与総額が課税標準となる。

また、地方税法第701条の43及び条例第117条の16の規定に基づき、資産割は事業所床面積が1,000㎡以下の場合、従業員割は従業員数が100人以下の場合、課税されない。

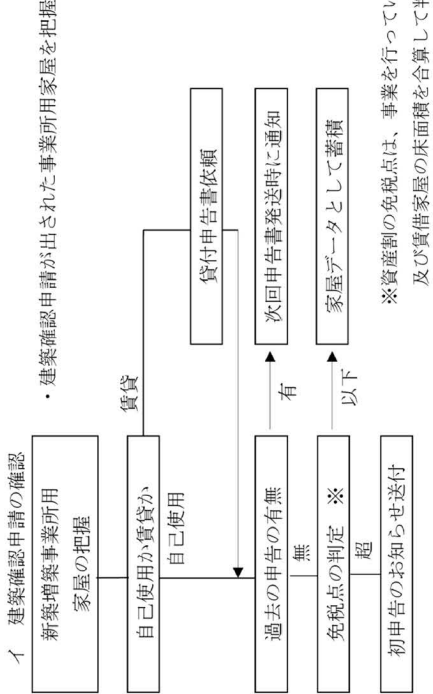
ウ 非課税（地方税法第701条の34）

事業所税の非課税の対象となるのは、以下のとおり全40種類あり、地方税法で規定されている。

区分	No.	対 象	適用の有無	
			資産割	従業員割
国 等	1	国及び公共法人	有	有
	2	公益法人等	有	有
	3	教育文化施設	有	有
都 市	4	と畜場	有	有
	5	死亡獣畜取扱場	有	有
施 設	6	水道施設	有	有
	7	一般廃棄物処理施設	有	有
	8	病院・診療所等	有	有

区分	No.	対 象	適用の有無	
			資産割	従業員割
都 市 施 設	9	保護施設	有	有
	10	小規模保育事業用施設	有	有
	11	児童福祉施設	有	有
	12	認定こども園	有	有
	13	老人福祉施設	有	有
	14	障害者支援施設	有	有
	15	社会福祉事業用施設	有	有
	16	地域包括支援センター	有	有
	17	家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業用施設	有	有
	18	卸売市場等	有	有
	19	熱供給事業用施設	有	有
	20	電気事業用施設	有	有
	21	ガス事業用施設	有	有
	22	鉄道事業用施設	有	有
	23	一般貨物自動車運送事業等施設	有	有
	24	自動車ターミナル用施設	有	有
	25	国際路線航空事業用施設	有	有
26	特定事業者の電気事業用施設	有	有	
27	一般信書便事業の用に供する施設	有	有	
28	郵便事業用施設	有	有	
29	路外駐車場	有	有	
30	原動機付自転車等駐車場	有	有	
31	高速度路事業用施設	有	有	
農 林 漁 業 関 連	32	農林漁業生産施設	有	有
	33	農業協同組合等共同利用施設	有	有
中 小 企 業 関 連	34	農業倉庫	有	有
	35	経営基盤強化事業用施設	有	有
そ の 他	36	中小企業高度化事業用施設	有	有
	37	公衆浴場	有	有
	38	勤労者の福利厚生施設	有	有
	39	消防用設備等及び防災施設等	有	—
	40	港湾運送事業用施設	—	有

エ 申告（地方税法第701条の46及び第701条の47、条例第117条の18）  
納税義務者が法人の場合、事業年度終了の日から2か月を経過した日の前日までに申告し  
なければならぬ。個人の場合は、各個人に係る課税標準の算定期間の属する年の翌年3月



15日までに申告しなければならぬ。  
 なお、免税点以下の場合であっても、課税標準の算定期間の末日において事業所床面積が800㎡超又は従業者数が80人超の場合は、申告する必要がある。

オ 徴収等(地方税法第701条の46及び第701条の47、条例第117条の18)申告納付の方法によって、徴収する。

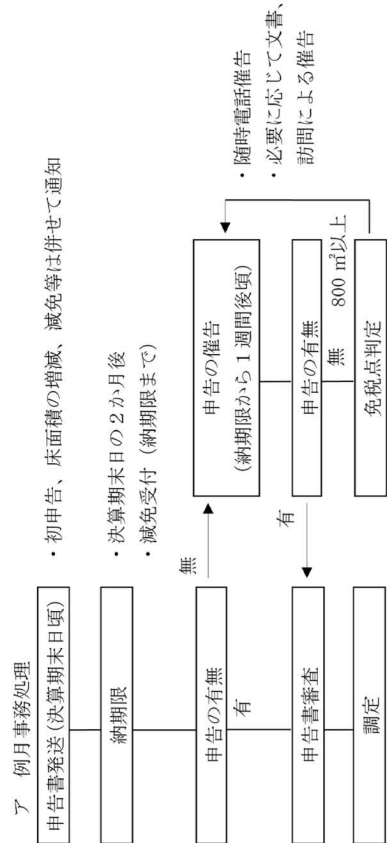
②過去5年間の決算の状況

年度	課税額		収入額		不納欠損額		還付		収入未済額				
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	未済額	滞納繰越分	計				
平成23年度	2,401,998	59,108	2,461,106	2,378,553	16,099	2,394,652	-	9,149	9,149	238	23,653	33,860	57,513
平成24年度	2,447,294	57,514	2,504,808	2,430,152	16,590	2,446,742	-	2,255	2,255	15	17,137	38,669	55,826
平成25年度	2,413,075	55,825	2,468,900	2,396,773	16,623	2,413,396	-	1,951	1,951	122	16,424	37,251	53,675
平成26年度	2,450,627	53,675	2,504,302	2,442,082	17,678	2,459,760	-	7,302	7,302	-	8,545	28,695	37,240
平成27年度	2,498,553	37,240	2,535,793	2,491,539	7,727	2,499,266	-	785	785	15	7,029	28,728	35,757

年度	事業所床面積		課税標準		課税額		従業者数		合計	
	件数	課税標準	課税標準	課税標準	課税標準	課税標準	件数	課税標準	件数	課税標準
平成23年度	1,054	4,527	3,420	2,045,931	184	164,741,072	142,028,641	355,067	1,238	2,401,998
平成24年度	1,034	4,636	3,479	2,087,159	194	168,978,202	144,056,140	380,135	1,228	2,447,294
平成25年度	1,033	4,613	3,444	2,065,704	189	169,363,190	139,233,096	347,371	1,222	2,413,075
平成26年度	1,035	4,663	3,500	2,099,704	186	161,922,634	140,371,057	350,923	1,221	2,450,627
平成27年度	1,042	4,763	3,556	2,131,608	181	169,352,525	146,780,056	366,945	1,223	2,498,553

③課税事務の流れ

法人等により事業年度が異なることから、事業所税の課税事務は月単位を基本としており、その概要は以下のとおりである。



また、課税客体を確実に把握するため、毎年、固定資産税の家屋名寄せから、事業所用家を800㎡以上所有している者を抽出し、事業所税の申告の有無を確認している。

④減免制度

事業所税は、条例第117条の21及び施行規則第15条の3において、減免制度が規定されており、減免を受けようとする者は、納期限までに減免申請書を提出しなければならぬ。

ア 減免の概要

減免の対象となる施設等	減免事由	減免額
災害により著しい被害を受けた事業所用家屋	災害免除	市長が必要があると認める額
学術文化の振興等に寄与するものと認められる施設	指定自動車教習所 学生の旅行の用に供される施設	資産割及び従業者割の2分の1の額 資産割及び従業者割に、学校利用割合に2分の1を乗じて得た割合を乗じた額
中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設	卸売業に係る酒類保管倉庫 タクシンの台数が250台以下であるもの 中小企業近代化資金等助成法融資施設 産業振興資金融資条例に基づく融資施設 市分譲工業団地内(中小企業) 市分譲工業団地内(大企業) 繊維製品・原材料保管施設 農林漁業協同組合・連合会の共同利用施設 統合前に免税点以下であった農協組合施設 生鮮2品(生鮮魚介類・野菜)の販売店舗	資産割の2分の1の額 資産割及び従業者割の全額 資産割及び従業者割の全額 資産割及び従業者割の3分の2の額 資産割及び従業者割の3分の2の額 資産割及び従業者割の2分の1の額 資産割及び従業者割の2分の1の額 資産割及び従業者割の全額 資産割の全額



⑤課税標準の特例制度

事業所税の減免制度は、地方税法第701条の57の規定に基づき、条例及び施行規則において、その対象者を市が定めるものであるが、課税標準の特例制度は、地方税法第701条の41の規定に基づき、事業所税の一部を免除する制度であり、その概要は以下のとおりである。

区分	No.	対 象	免除割合	
			資産割	従業員割
組合等	1	協同組合等	1/2	1/2
	2	各種学校等	1/2	1/2
都 市	3	産業廃棄物収集運搬事業用施設等	3/4	1/2
	4	港湾施設のうち一定のもの	1/2	1/2
施 設	5	タクシー事業用施設	1/2	1/2
	6	公共飛行場設置施設	1/2	1/2
広 大	7	流通業務地区内の貨物積卸施設等	1/2	1/2
	8	家畜市場	3/4	—
な	9	生鮮食品価格安定用施設	3/4	—
	10	醸造業の製造用施設	3/4	—
面 積	11	木材市場、木材保管施設	3/4	—
	12	ホテル・旅館営業用施設	1/2	—
を 要 す る 者	13	港湾施設の上屋・倉庫	3/4	1/2
	14	外国貿易用コンテナ・貨物荷さげき用施設	1/2	—
そ の 他	15	港湾運送事業用上屋	1/2	—
	16	倉庫業者の営業用倉庫	3/4	—
そ の 他	17	流通業務地区内の倉庫業者の営業用倉庫	3/4	1/2
	18	公害防止施設	3/4	—
そ の 他	19	特定信書便事業の用に供する施設	1/2	1/2
	20	心身障害者多数雇用事業	1/2	—
そ の 他	21	特定農産加工業者等の経営改善措置用等施設	1/4	—

(注) 特定農産加工業者等の経営改善措置用等施設については、平成30年3月31日以前の終了事業年度までと適用年限が定められている。

⑥未申告法人等への対応

市民税課では、事業所税課課処理索引簿を作成し、対象者の全体を管理しており、未申告法人に対しては、随時電話催告を行っているほか、必要に応じて文書や訪問による催告を行っている。

事業所の新設、増築及び異動の把握については、主として建築確認申請の情報を活用しており、その他にも法人市民税異動届、保健所営業許可の情報も活用している。また、参考情報として、経済誌や新聞広告も活用し、情報把握に努めている。

減免の対象となる施設等	減免事由	減免額
中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があるものと認められる施設	果実飲料又は炭酸飲料の保管倉庫 倉庫業者の営業倉庫で3万坪未満のもの 金沢ワカバ-が-内の施設(中小企業) 金沢ワカバ-が-内の施設(大企業) ビル清掃業	資産割の2分の1の額 資産割及び従業員割の全額 資産割及び従業員割の3分の2の額 資産割及び従業員割の2分の1の額
事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とするもの	古紙保管施設 製紙業者の古紙又はパ-の保管施設 家具保管施設 家具販売店舗 漬物製造施設	従業員割の全額 資産割の2分の1の額 資産割の2分の1の額 資産割の2分の1の額 資産割の4分の1の額 資産割の4分の3の額
市長が特に減免の必要があるものと認められる施設	都市計画区域外の施設 市長が特に必要あると認める施設	資産割及び従業員割の2分の1の額 市長が必要があると認める額

イ 減免実績

(単位：件又は円)

年度	項目	施設分類					合計
		災害家屋	学術文化振興	産業振興	特別配慮	市長特認	
23年度	減免件数	0	3	74	16	6	99
23年度	減免額	—	677,367	48,248,327	4,982,667	4,487,025	58,395,386
24年度	減免件数	0	3	70	16	7	96
24年度	減免額	—	681,787	38,306,581	5,142,063	5,345,373	49,475,804
25年度	減免件数	0	3	71	16	9	99
25年度	減免額	—	676,811	39,938,351	5,153,935	7,803,081	53,572,178
26年度	減免件数	0	3	71	15	7	96
26年度	減免額	—	686,002	39,436,714	5,219,165	5,345,373	50,687,254
27年度	減免件数	0	3	70	15	9	97
27年度	減免額	—	631,268	38,268,919	5,878,873	5,992,743	50,771,803

ウ 減免に係る事務の流れ

納税義務者から提出された減免申請書を受け付け、減免の要件を満たすか審査する。要件を満たした場合は、減免決定となり、申請者に対して減免決定通知書を送付する。

(2) 監査手続  
 ①事業所税の課税事務について、市民税課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。

②事業所税申告書を無作為に数件抽出し、申告書に記載されている数値と関連書類との突き合わせを行うことにより、事業所税に係る課税事務の正確性について検証した。

③事業所税の減免について、無作為に数件抽出し、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

④課税標準の特例について、無作為に数件抽出し、特例の適用が適正に行われているか検証した。

⑤事業所税の非課税について、無作為に数件抽出し、非課税であることの妥当性を検証した。

⑥未申告法人等への対応が適切に行われているか検証した。

閲覧資料：市税概要、事業所税申告の手引、事業所税申告書、事業所税賦課処理索引簿、貸付申告書、法人建屋図面、法人異動届、事業所税減免申請書、事業所税課税標準の特例明細書、事業所税非課税明細書 等

(3) 監査結果

①課税事務の正確性について

事業所税申告書から、10件を無作為に抽出し、計算調べ、申告書各様式間の整合性、記載内容の正確性を確認した。数値の合理性が判断できないものについては、初申告時の添付資料等との突き合わせを行うことにより確認したが、いずれの数値も一致しており、問題点は検出されなかった。

②減免について

平成27年度の減免実績から、4件を無作為に抽出し、申請から承認までの関連資料を確認したが、いずれも適正に行われており、問題点は検出されなかった。

③課税標準の特例について

平成27年度において、課税標準の特例を適用した実績から、4件を無作為に抽出し、特例の適用が適正に行われているか確認したが、いずれも適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

④非課税について

平成27年度において、非課税とされた実績から、4件を無作為に抽出し、非課税であることの妥当性を検証した。

No.	対 象	通用対象	根拠 (地方税法)	非課税明細 書の提出
1	一般貨物自動車運送事業等施設	資産割、従業者割	第701条の34 第3項第21号	有
2	農業協同組合等共同利用施設	資産割、従業者割	第701条の34 第3項第12号	有
3	病院・診療所等	資産割、従業者割	第701条の34 第3項第9号	—
4	老人福祉施設	資産割、従業者割	第701条の34 第3項第10号の5	—

No. 1 及びNo. 2 については、非課税明細書が提出され、非課税であることが確実に把握でき  
 ており、問題点は検出されなかった。

しかし、No. 3 及びNo. 4 については、対象が民間団体であるが、病院又は老人福祉施設以外  
 の施設及び人員をほとんど所有しておらず、事業所税の非課税対象となることが確定であると  
 判断し、非課税明細書の提出を受けていなかった。

公立病院又は社会福祉法人である場合は、団体として非課税となるため、非課税明細書の提  
 出は不要と考えられるが、対象者が民間団体である場合は、事業所税の申告の際に、非課税明  
 細書の提出を必要に応じて求め、非課税の対象であることを慎重に判断する必要がある。

【意見】

民間団体に対する事業所税の非課税適用については、非課税明細書などの提出を必要に応じて求  
 め、慎重に判断する必要がある。

⑤未申告法人等への対応について

市民税課では、申告義務者となる可能性がある者のリストである事業所税賦課処理索引簿を  
 作成しており、当該索引簿で全体を管理している。前述のとおり、索引簿の作成に当たっては、  
 建築確認申請や法人市民税異動届の確認など、多様な手法により、網羅的な情報把握に努めて  
 いる。

申告があった者については、索引簿の所定欄に申告書受理日が押印されており、過年度資料  
 から変更情報がないなど、申告不要と判断できる者については、同欄に斜線が引かれていた。  
 免税点以下であるが申告が必要となる者327件のうち、申告書が提出されていない者は17件であ  
 り、同欄が空欄になっていた。そのうち5件を抽出し、過年度の情報等を確認したところ、全  
 て免税点以下であることが確認できた。

申告書を提出しなけなければならない対象ではあるが、税額が発生しないため、市民税課として  
 はこれ以上の追求は行っていないとのことであった。申告の義務があるにもかかわらず未申告  
 である者は、全体の1割未満とごく少数であることから、条例においては、課税の有無にかかわらず、  
 一定規模以上の事業所に申告書の提出を義務付けていることから、長年にわたって未申告が統  
 じている者に対しては、重点的に訪問し、その必要性を周知することにより、申告を促す必要

8 収納事務(滞納整理事務を除く)

(1) 概要

①収納事務の概要

収納事務とは、納税の通知又は申告の受付以降、完納に至るまでの一連の事務のことであるが、督促や催告、滞納処分等の滞納整理事務については、後述するため、本項では、納付方法、延滞金及び還付金について記載する。

②調定額、収入額及び収入率の過去5年間の推移

景気の変動や固定資産の評価替え等に伴い、各年度で調定額及び収入額は変動するが、税全体の収入率は、以下のとおり、近年増加傾向にある。

**【意見】**  
 事業所税の申告義務があるにもかかわらず、長年にわたり未申告である者に対しては、重点的に訪問し、その必要性を周知することにより、申告を促す必要がある。

(単位：千円又は%)

区分	年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
個人市民税		26,597,753	24,122,862	90.7	27,654,378	25,312,087	91.5	27,952,074	25,718,148	92.0
現年課税分		24,186,481	23,741,117	98.2	25,370,637	24,905,518	98.2	25,726,405	25,281,167	98.3
滞納課税分		2,411,272	2,381,745	15.8	2,283,741	406,569	17.8	2,225,669	436,981	19.6
法人市民税		8,910,573	8,265,760	99.1	9,233,945	9,143,531	99.0	9,491,605	9,423,685	99.3
現年課税分		8,800,562	8,306,604	100.1	9,127,248	9,120,368	99.9	9,376,368	9,392,002	100.2
滞納課税分		110,011	20,156	18.3	106,697	23,163	21.7	115,247	31,683	27.5
固定資産税		34,120,597	31,327,115	91.8	32,298,468	29,578,933	91.6	32,183,163	29,714,406	92.3
現年課税分		31,585,057	30,820,496	97.6	29,610,260	28,975,287	97.9	29,646,529	29,130,559	98.3
滞納課税分		2,535,540	506,619	20.0	2,688,208	603,646	22.5	2,536,634	583,847	23.0
軽自動車税		743,455	670,273	90.2	757,932	688,480	90.8	780,635	712,523	91.3
現年課税分		679,054	658,875	97.0	695,507	677,484	97.4	718,784	700,491	97.5
滞納課税分		64,401	11,398	17.7	62,425	10,996	17.6	61,851	12,032	19.5
市たばこ税		3,548,210	3,547,916	100.0	3,491,626	3,491,626	100.0	3,798,927	3,798,927	100.0
現年課税分		3,548,183	3,547,906	100.0	3,491,333	3,491,333	100.0	3,798,927	3,798,927	100.0
滞納課税分		27	10	37.0	293	293	100.0	-	-	-
入湯税		31,142	28,001	89.9	30,119	27,848	92.5	29,688	27,286	91.9
現年課税分		25,935	24,286	93.6	26,979	24,918	92.4	27,413	25,359	92.5
滞納課税分		5,207	3,715	71.4	3,140	2,930	93.3	2,275	1,927	84.7
事業所税		2,461,106	2,394,682	97.3	2,504,808	2,446,742	97.7	2,468,900	2,413,396	97.8
現年課税分		2,401,998	2,376,583	99.0	2,447,294	2,430,152	99.3	2,413,075	2,396,773	99.3
滞納課税分		59,108	16,099	27.2	57,514	16,590	28.9	55,825	16,623	29.8
都市計画税		6,980,395	6,399,687	91.7	6,583,233	6,019,497	91.4	6,545,578	6,035,174	92.2
現年課税分		6,451,684	6,294,047	97.6	6,024,469	5,894,025	97.8	6,019,945	5,914,191	98.2
滞納課税分		528,711	105,640	20.0	558,764	125,472	22.5	525,633	120,983	23.0
合計		83,393,231	77,317,296	92.7	82,554,509	76,708,744	92.9	83,250,570	77,843,545	93.5
現年課税分		77,678,954	76,271,914	98.2	76,793,727	75,519,085	98.3	77,727,436	76,639,469	98.6
滞納課税分		5,714,277	1,045,382	18.3	5,760,782	1,189,659	20.7	5,523,134	1,204,076	21.8

(注) 1. 収入額には、還付未済額を含む。  
 2. 平成23年度及び平成24年度ともに、特別土地保有税滞納課税分の調定額138千円を除く。

の観点から現金の受領及び金額の確認は、2人体制で行っている。  
 納税者には現金と引換えに領収証書を交付し、受領した現金は職員が業務終了後に領収証書とともに金融機関の夜間金庫に預け入れ、翌日、市所定の口座に入金される。  
 領収した職員は、復命書を作成し、翌日、入金処理後に戻ってくる領収証書と併せて、係長と課長補佐の確認を受けている。  
 また、領収証書の控えには通し番号を付し、毎日、課長補佐の確認を受けている。

ii 金融機関での納付  
 市から送付された納付書により、納税者が金融機関で納付する方法で、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)にて納付ができる。  
 納付した金融機関から、各金融機関の取りまとめ店を通じて指定金融機関に領収済通知書が送付され、市所定の口座に送金される。

iii 郵便局での納付  
 市から送付された納付書により、納税者が郵便局で納付する方法である。市は、指定金融機関等での納付が困難な納税者に対してのみ、納付書を送付している。

納付した郵便局から、ゆうちょ銀行金沢貯金事務センターに送金され、市に払込取扱票の写しを送付される。税務課では、その写しにより納付を確認する。その後、指定金融機関に小切手を振り出し、取立てを依頼することにより、市所定の口座に入金される。

iv コンビニでの納付  
 市から送付された納付書により、納税者がコンビニで納付する方法である。  
 各コンビニ店からコンビニ本部を通じて収納代行業者に支払データと収納金が送金され、収納代行業者から市所定の口座に送金される。

支払データは収納代行業者から市に提出され、市では提供されたデータを電算処理し、納付の確認を行う。  
 コンビニでの納付は平成24年度から導入され、現在、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税、個人市県民税(普通徴収)の納付が可能である。

v 口座振替による納付  
 納税者から口座振替依頼書の提出を受ける。  
 税務課において、口座振替依頼書の記入漏れや押印漏れの確認を行った後、金融機関に口座振替依頼を行う。納税者には、税務課から口座振替開始の通知を行い、その後の納付は、口座振替日に口座から自動引き落としされることとなる。

vi 納税協力会への納付  
 納税協力会とは、金沢市納税奨励規程に基づき、納税資金の貯蓄を図り、市税を納期限までに納付するため、一定地域又は職域内若しくは同一業種の納税者で組織され、納税思想の啓蒙及び納税成績の向上を図るために設けられた組織であり、個人市県民税(普通徴

(単位：千円又は%)

区分	平成26年度		平成27年度		収入率
	測定額	収入額	測定額	収入額	
個人市県民税	28,209,874	26,172,251	28,518,827	26,619,662	93.3
現年課税分	26,120,066	25,732,613	26,592,949	26,191,319	98.5
滞納課税分	2,089,808	439,638	1,925,878	428,343	22.2
法人市県民税	10,328,394	10,265,265	9,944,632	9,867,303	99.2
現年課税分	10,230,857	10,228,555	9,825,286	9,848,347	100.2
滞納課税分	97,537	26,710	119,346	18,956	15.9
固定資産税	32,134,135	29,878,197	31,670,831	29,737,344	93.9
現年課税分	29,750,289	29,332,444	29,597,974	29,249,804	98.8
滞納課税分	2,383,846	545,753	2,072,857	487,540	23.5
軽自動車税	804,274	739,213	821,873	762,782	92.8
滞納課税分	743,641	727,072	765,675	750,397	98.0
市たばこ税	60,633	12,141	56,198	12,385	22.0
市たばこ税	3,679,170	3,679,170	3,600,329	3,600,329	100.0
滞納課税分	-	-	-	-	-
入揚税	29,085	29,085	31,676	31,676	100.0
現年課税分	26,683	26,683	31,676	31,676	100.0
滞納課税分	2,402	2,402	-	-	-
事業所税	2,504,302	2,459,760	2,535,793	2,499,206	98.6
現年課税分	2,450,627	2,442,082	2,498,553	2,491,539	99.7
滞納課税分	53,675	17,678	37,240	7,727	20.8
都市計画税	6,533,361	6,067,773	6,447,718	6,049,145	93.8
現年課税分	6,040,590	5,954,959	6,020,026	5,948,551	98.8
滞納課税分	492,771	112,814	427,692	100,594	23.5
合計	84,222,595	79,280,714	83,571,699	79,167,507	94.7
現年課税分	79,041,923	78,123,578	78,932,468	78,111,962	99.0
滞納課税分	5,180,672	1,157,136	4,639,231	1,055,545	22.8

(注)収入額には、還付未済額を含む。

③ 収納事務の流れ  
 納税者の納付方法は、税目により異なるが、納付があった場合は、それぞれ消込を行う。  
 納期限までに納付がない場合は、督促及び催告を行い、それでも納付がなされない場合は、財産調査、差押え等を行うこととなる。

④ 納付方法  
 納付方法は、市の窓口での納付、金融機関での納付、郵便局での納付、コンビニエンスストア(以下「コンビニ」という。)での納付、口座振替による納付、納税協力会への納付によるものがある。

ア 各種納付方法  
 i 市の窓口での納付  
 市役所本庁舎の税務課窓口で納付する方法である。なお、市内に14箇所ある市民センターでは納付することはできない。  
 本庁舎の場合は、庁舎内に指定金融機関があるため、金融機関の営業時間内の場合には金融機関窓口で、営業時間外の場合は税務課窓口でそれぞれ納付を受け付ける。不正防止等

イ 納付方法別の利用状況

過去5年間の納付方法別の利用状況は、以下のとおりである。

納付方法別の利用状況(現年課税分 4月1日～3月31日収入分)

区分 税目 年度	全体		納付書						口座振替		
	件数 (件)	金額 (千円)	金融機関		郵便局		コンビニ		利用率 (件数) (%)	利用率 (金額) (%)	
			利用率 (件数) (%)	利用率 (金額) (%)	利用率 (件数) (%)	利用率 (金額) (%)	利用率 (件数) (%)	利用率 (金額) (%)			
個人 市県民税 (普通徴収)	23年度	192,776	9,245,504	66.6	59.7	1.3	1.3	-	-	32.1	39.0
	24年度	195,242	9,742,445	66.8	60.3	1.3	1.3	-	-	31.9	38.4
	25年度	193,686	9,991,854	44.3	46.6	0.9	0.8	22.4	12.0	32.4	40.5
	26年度	191,386	10,338,845	40.6	43.4	1.1	0.8	25.7	13.5	32.6	42.3
	27年度	185,846	10,141,980	36.5	42.5	0.5	0.6	29.7	15.3	33.2	41.7
固定資産税 及び 都市計画税	23年度	481,826	36,619,441	45.6	58.0	1.3	1.4	-	-	53.1	40.6
	24年度	487,053	34,356,024	44.6	56.9	1.3	1.3	-	-	54.1	41.9
	25年度	484,371	34,555,274	34.7	52.7	0.9	0.9	8.5	3.4	55.9	43.1
	26年度	481,980	34,776,360	30.9	50.6	0.8	0.8	10.7	4.3	57.5	44.3
自動車税	27年度	488,527	34,748,348	29.0	48.8	0.7	0.7	12.5	5.0	57.8	45.5
	23年度	120,023	656,923	79.2	79.4	2.1	1.6	-	-	18.7	19.0
	24年度	122,265	675,794	51.9	51.3	0.2	0.2	28.3	28.7	19.6	19.8
	25年度	124,855	698,868	46.7	46.0	0.2	0.2	33.0	33.5	20.1	20.3
	26年度	128,159	725,489	42.8	41.9	0.2	0.2	36.6	37.4	20.3	20.5
	27年度	130,841	749,212	40.3	39.4	0.1	0.0	39.6	40.4	20.1	20.2
	23年度	794,025	46,521,868	55.8	58.6	1.4	1.4	-	-	42.8	40.0
合計	24年度	804,560	44,774,263	51.1	57.5	1.1	1.3	4.3	0.4	43.5	40.8
	25年度	802,912	45,245,996	38.9	51.3	0.8	0.9	15.6	5.7	44.7	42.1
	26年度	801,525	45,840,694	35.1	48.9	0.8	0.8	18.5	6.9	45.6	43.5
	27年度	805,214	45,639,540	32.6	47.3	0.5	0.7	20.9	7.8	46.0	44.2

コンビニ納付は、平成24年度に軽自動車税、平成25年度に個人市県民税(普通徴収)、固定資産税及び都市計画税に導入

収)、固定資産税及び都市計画税の納付手続を行っている。

納税協力会は会員の各税金を取りまとめ、金融機関窓口で納付する。

納税協力会での取扱いは納期内納付に限定され、滞納者に対しては、市職員が督促や催告等の滞納整理事務を行うことになる。

納税協力会には、以下の算定基準に基づき、取扱件数に応じた納税奨励金(㉞㉟の合算額)が支払われる。

㉞ 納期ごとの納付に係る事務費相当額(以下のいずれか)

- ・ 全会員の納付書を納税協力会に一括送付 @300円×納期内納付件数
- ・ 各会員の納付書を個別送付 @50円×納期内納付件数

㉟ 納税協力会の運営に係る事務費相当額

納付件数	奨励金額
40件～199件	30,000円
200件～299件	50,000円
300件～399件	70,000円
400件～499件	90,000円
500件～599件	110,000円
600件～699件	130,000円
700件～799件	150,000円
800件～899件	170,000円
900件～999件	190,000円
1,000件以上	210,000円

このほか、納税協力会が新設される場合は、新設に係る事務費相当額として、20,000円が加算される。

⑤延滞金について

延滞金とは、本来の納期限までに納付されなかった場合に、その遅延した税額に対し、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて課されるものである。

ア 延滞金の根拠と割合

各税目の延滞金に係る根拠条文と割合は、以下のとおりである。

税目	根拠条文
個人市民税	地方税法第326条
法人市民税	地方税法第326条
固定資産税	地方税法第369条
軽自動車税	地方税法第455条
市たばこ税	地方税法第482条
入湯税	地方税法第701条の11
事業所税	地方税法第701条の60
都市計画税	地方税法第702条の8

期間	納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間	納期限の翌日から1か月を経過した日から納付の日までの期間
平成22年1月1日 ～平成25年12月31日	4.3%	14.6%
平成26年1月1日 ～平成26年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年1月1日 ～平成28年12月31日	2.8%	9.1%

なお、延滞金は、1,000円未満の場合は全額が切り捨てられるため、納期限を過ぎて納付した場合でも、実質的に延滞金が発生しない場合もある。

イ 延滞金収入額の推移

過去5年間ににおける延滞金収入額の推移は、以下のとおりである。  
なお、税目ごとの内訳は把握されていない。

平成23年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
23,451	112,952	24,525	129,858	25,755	156,895	25,062	144,499	27,967
								183,300

(単位：件又は千円)

ウ 延滞金の減免

延滞金の減免は、施行規則第6条の2に規定されており、以下の事由に該当する場合は、納付することができないと認められ、延滞金を減免することができるとされている。

納税者又は特別徴収義務者(以下「納税者等」という。)がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害又は盗難により多額の損失を受けた場合
納税者等又はこれらの者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷し、多額の医療費を支払った場合
納税者等がその事業を廃止し、又は休止した場合で、やむを得ない理由があると認められるとき
納税者等がその事業につき著しい損失を受けた場合で、やむを得ない理由があると認められるとき
納税者が生活保護法の規定による保護を受けている者である場合又はこれと同程度の実情にあると認められる者である場合
納税者等が破産法の規定により破産手続開始の決定を受けた場合で、やむを得ない理由があると認められるとき
納税者等の相続人が、限定承認又は相続の放棄をし、相続財産の管理人が選任された場合で、配当原資がないと認められるとき
納税者等が民事再生法の規定により再生手続開始の決定を受けた場合又は会社更生法の規定により更生手続開始の決定を受けた場合で、やむを得ない理由があると認められるとき
納税者等が死亡し、又は身体の拘束を受けたため、滞納となった場合
納税者等が納税の告知があったことを知ることができない正当な理由がある場合で、やむを得ないと認められるとき
市長が特に必要があると認める場合

また、過去5年間ににおける延滞金の減免実績は、以下のとおりである。

年度	個人市民税		法人市民税		固定資産税 都市計画税		軽自動車税		市たばこ税		事業所税		計	
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額		
23	154	1,380	0	—	161	1,889	1	2	0	—	0	—	316	3,271
24	152	2,148	5	26	264	9,482	21	48	1	49	11	960	454	12,713
25	167	3,614	1	214	304	10,036	6	23	0	—	1	631	479	14,518
26	249	4,057	2	6	124	565	11	18	0	—	0	—	386	4,646
27	95	1,193	0	—	214	6,983	8	27	0	—	0	—	317	8,203

(単位：件又は千円)

(注) 入湯税は減免の実績がない。





延滞金もコンビニで納付できることとなった。  
平成24年度以降のコンビニ納付の実績は、以下のとおりである。

税目	区分 年度	全体			コンビニ		
		件数 A (件)	金額 B (千円)	件数 C (件)	利用率 C/A (%)	金額 D (千円)	利用率 D/B (%)
個人市県民税 (普通徴収)	24年度	195,242	9,742,445	-	-	-	-
	25年度	193,686	9,991,854	43,393	22.4	1,197,139	12.0
	26年度	191,386	10,338,845	49,235	25.7	1,398,860	13.5
	27年度	185,846	10,141,980	55,228	29.7	1,548,147	15.3
	24年度	487,053	34,356,024	-	-	-	-
	25年度	484,371	34,555,274	41,004	8.5	1,162,622	3.4
	26年度	481,980	34,776,360	51,806	10.7	1,496,503	4.3
固定資産税 都市計画税	27年度	488,827	34,748,348	60,995	12.5	1,724,121	5.0
	24年度	122,265	675,794	34,632	28.3	193,864	28.7
軽自動車税	25年度	124,855	698,868	41,176	33.0	234,296	33.5
	26年度	128,159	725,489	46,917	36.6	271,385	37.4
	24年度	130,841	749,212	51,805	39.6	302,587	40.4
	27年度	804,560	44,774,263	34,632	4.3	193,864	0.4
合計	25年度	802,912	45,245,996	125,573	15.6	2,594,057	5.7
	26年度	801,525	45,810,694	147,958	18.5	3,166,748	6.9
	27年度	805,214	45,639,540	168,028	20.9	3,574,855	7.8

近年、金沢市内には数多くのコンビニがあり、年齢や性別を問わず、市民にとっては身近な存在となっている。コンビニ納付は、そのようなコンビニでいつでも納付できる方法であり、今後もその件数は増加すると考えられるが、近年これらの手法に加え、ペイジーによる納付が可能なら、自治体が増加している。

ペイジーとは、税金や公共料金などを、パソコンやスマートフォン、ATMから支払うことができるものであり、利便性が高いと言われている。

平成28年11月1日現在、ペイジーによる納付が可能な主な自治体は、以下のとおりである。

(3) 監査結果

①納付方法について

市の窓口、金融機関、郵便局及びコンビニでの納付、口座振替による納付、納税協力会への納付など、納付方法ごとに収納に係る一連の書類を確認したが、いずれも正確かつ適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

ただし、納税協力会への納付件数に応じて、市から納税協力会に交付されている納税奨励金については、以下のとおり検討が必要である。

納税協力会は、個人市県民税(普通徴収)、固定資産税及び都市計画税の納付手続を行っており、過去から市税の収納に大きく貢献してきた。しかし、近年、コンビニでの納付など、納税者にとって利便性の高い納付方法が導入され、納税環境が向上してきたことに伴い、以下のとおり会員数及び取扱税額とも減少している。今後も、その傾向が続くと見込まれることから、制度の見直しを検討する必要があると言える。

項目	年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成27年度	対平成18年度比
協力会数(団体)		334	292	275	250	△84
協力会員数(人)		16,370	13,818	11,323	10,729	△5,641
協力会取扱税額(千円)A		5,145,766	4,558,602	3,771,939	3,333,996	△1,811,770
納期内納付額(千円)B		35,557,626	34,667,754	32,582,346	36,623,195	1,065,569
A/B		14.5%	13.1%	11.6%	9.1%	-
納税奨励金交付額(千円)		20,524	16,853	13,738	11,332	△9,192

また、納税奨励金については、平成27年度の事務事業市民行政評価においても議論されており、「会員数が減少していることや、納期内納付率が100%に達していない協力会が多いなど、制度の効果が薄れているほか、コンビニ収納など納税環境が向上していることから、納税意識の一層の啓発に取り組むとともに、収入率の向上策を検討する中で、廃止を含め制度を抜本的に見直すべきである。」と評価されている。市民行政評価は、有識者のほか、実際に市民が参画し、効果をより高めるための見直しや事業のあり方等について評価するものであり、その結果は重く受け止める必要があると考えられるが、今監査時点において、評価結果を踏まえた見直しはなされていない。納税協力会の会員数及び取扱税額が減少傾向にあることから、市民行政評価の結果も十分尊重し、制度の抜本的な見直しを検討する必要がある。

【意見】

納税奨励金については、納税協力会の会員数及び取扱税額が減少傾向にあることから、市民行政評価の結果も十分尊重し、制度の抜本的な見直しを検討する必要がある。

金沢市では、納税の利便性を向上させ、市税の納期内納付の推進を図るため、平成24年度から軽自動車税、平成25年度から個人市県民税(普通徴収)、固定資産税及び都市計画税の現年分がコンビニでの納付が可能となった。さらに、平成27年度からは、これらの滞納繰越分及び

【意見】  
納税者の利便性の更なる向上と市税収入を確保する観点から、ペイジーやクレジットカードによる納付が可能となるよう検討を進める必要がある。

②延滞金の減免について  
平成27年度の延滞金の減免から、5件を無作為に抽出し、申請から承認までの関連資料を確認したが、以下のおとおり、今後対応を検討する必要がある案件が見受けられた。  
具体的には、固定資産税及び都市計画税に係る延滞金で、申請者が事業再生のための経営改善計画を作成したため、施行規則第6条の2第1項第11号の規定(市長が特に必要があると認める場合)に基づき、延滞金の50%を減免したものである。

金沢市税延滞金減免事務処理の手引きでは、同号に該当する事例として、「失業その他これらに準ずる事由によって、当該年の所得の見積額が前年の所得に比べ著しく減少したことにより、生活に困窮する者」としており、これに該当する場合は、延滞金の50%を限度として、減免するとしている。

市は、減免の決定に際して、申請者から提出された決算書等を審査し、直近2期において流動比率が100%を下回っていることから、「慢性的に資金ショートの状態がある状態」と判断しているが、申請者は直近期中約1,700万円の債務超過であるが、売上高は増加傾向にあり、直近3期はいずれも純利益を計上しており、直近期は約250万円の黒字となっていた。

また、経営状況が厳しい会社が形式上利益を計上するために減価償却費を計上しないことがあるが、申請者は、直近3期ともに減価償却費が計上されており、直近期については、税務上の償却限度額まで減価償却費が計上されていた。減価償却費を計上するということは、減価償却費相当額が、資金として留保されていることを意味している。

流動比率が2期連続で100%を下回っていることは、経営状況が良好でないことを示す指標の1つであるが、流動負債が増えている一方、固定負債は減少しており、負債全体が減少していることから、長期借入金金が短期借入金に振り替えられているということであり、流動比率が100%を下回っていることのみをもって、「慢性的に資金ショートの状態がある状態」とは言い難い。

提出されている資料を確認する限り、必ずしも延滞金の納付が困難である状況とは認められなかった。

延滞金の減免については、決算書の分析など専門的な知識が求められる場合があることから、研修等を行い職員の実務能力を高めるほか、必要に応じて、専門家に分析を依頼し、意見を求めることを検討する必要がある。

【意見】  
延滞金の減免については、決算書の分析など専門的な知識が求められる場合があることから、研修等を行い職員の専門的な実務能力を高めるほか、必要に応じて、専門家に分析を依頼し、意見を求めることを検討する必要がある。

区分	都道府県	指定都市	中核市
全数	47	20	47
導入数	22	10	9
導入率	46.8%	50.0%	19.1%
1	岩手県	仙台市	宇都宮市
2	宮城県	千葉市	前橋市
3	茨城県	横浜市	高崎市
4	栃木県	川崎市	柏市
5	群馬県	相模原市	長野市
6	埼玉県	新潟市	豊橋市
7	東京都	名古屋市	岡崎市
8	神奈川県	大阪市	豊田市
9	岐阜県	堺市	鹿児島市
10	静岡県	福岡市	
11	愛知県		
12	三重県		
13	大阪府		
14	兵庫県		
15	奈良県		
16	和歌山県		
17	島根県		
18	岡山県		
19	広島県		
20	佐賀県		
21	熊本県		
22	鹿児島県		

(注) 中核市の数は、平成28年11月1日現在である。

また、東京都、大阪府、福島県、三重県、大分県、千葉県、京都市、神戸市、福岡市及び姫路市においては、クレジットカードでの納付が可能となっている。

国においても、平成29年1月4日から、国税の納付をクレジットカードで可能としたことから、今後、国の動向に合わせ、クレジットカードによる納付を可能とする自治体は、更に増加すると考えられる。

納税者の利便性の更なる向上と市税収入を確保する観点から、金沢市においても、国や他の自治体の状況を踏まえ、ペイジーやクレジットカードによる納付が可能となるよう検討する必要がある。

9 滞納整理事務

(1) 概要

滞納整理事務とは、収納に係る事務のうち、滞納者の財産及び実態を調査し、差押え、強制換価等の滞納処分、滞納処分の執行停止、不納欠損に至る一連の事務のことである。

③選付事務について

過誤納金の発生から、対象者に選付されるまでの一連の書類及び手続を確認したが、いざいも適正に行われており、問題点は検出されなかった。

①滞納繰越額の過去5年間の推移

【個人市民税】 (単位：件又は千円)

項目 年度	測定額 (滞納繰越分)		収入額 (当年度回収分)		不納欠損額 (執行停止)		消滅時効		新規滞納繰越額 (当年度発生分)		滞納繰越額 (次年度繰越分)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
23年度	105,453	2,411,272	18,920	381,745	1,066	23,659	5,763	68,334	26,226	449,196	105,930	2,386,730
24年度	105,606	2,283,741	20,855	406,569	1,140	22,238	5,883	92,039	26,054	469,454	103,782	2,232,349
25年度	103,307	2,225,669	23,124	436,981	1,205	26,218	6,922	113,894	23,727	450,307	95,783	2,098,883
26年度	95,399	2,089,808	22,885	439,638	1,236	24,395	5,885	88,322	22,303	392,431	87,696	1,929,884
27年度	87,470	1,925,878	22,713	428,343	1,636	29,226	4,476	71,344	20,495	405,774	79,140	1,802,759

【法人市民税】 (単位：件又は千円)

項目 年度	測定額 (滞納繰越分)		収入額 (当年度回収分)		不納欠損額 (執行停止)		消滅時効		新規滞納繰越額 (当年度発生分)		滞納繰越額 (次年度繰越分)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
23年度	1,645	110,011	286	20,156	114	8,040	90	5,336	489	30,416	1,644	106,895
24年度	1,645	106,697	316	23,163	90	6,876	95	4,904	444	43,578	1,588	115,332
25年度	1,588	115,247	336	31,683	82	4,931	105	6,491	419	26,015	1,484	98,157
26年度	1,484	97,537	344	26,710	59	4,805	71	3,495	330	56,984	1,340	119,511
27年度	1,338	119,366	295	18,956	60	3,535	83	6,677	301	17,874	1,201	108,072

【固定資産税】 (単位：件又は千円)

項目 年度	測定額 (滞納繰越分)		収入額 (当年度回収分)		不納欠損額 (執行停止)		消滅時効		新規滞納繰越額 (当年度発生分)		滞納繰越額 (次年度繰越分)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
23年度	64,162	2,535,540	12,999	506,619	761	53,058	2,148	50,644	17,680	763,383	65,934	2,688,602
24年度	65,879	2,688,208	13,722	603,646	710	137,460	1,484	25,305	16,561	617,316	66,524	2,539,113
25年度	66,468	2,536,634	14,682	583,847	1,272	43,408	2,773	44,414	14,981	519,377	62,722	2,384,342
26年度	62,696	2,383,846	15,135	545,753	1,333	141,668	2,460	40,634	14,185	419,627	57,953	2,075,418
27年度	57,826	2,072,857	15,137	487,540	1,278	75,253	2,434	89,637	13,152	348,929	52,129	1,769,356

【軽自動車税】 (単位：件又は千円)

項目 年度	測定額 (滞納繰越分)		収入額 (当年度回収分)		不納欠損額 (執行停止)		消滅時効		新規滞納繰越額 (当年度発生分)		滞納繰越額 (次年度繰越分)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
23年度	17,252	64,401	2,658	11,398	175	780	1,985	7,010	4,941	20,257	17,375	65,470
24年度	16,879	62,425	2,551	10,996	157	546	1,955	6,812	4,428	18,187	16,644	62,258
25年度	16,572	61,851	2,831	12,032	162	623	1,949	6,770	4,393	18,443	16,023	60,869
26年度	15,975	60,633	2,880	12,141	124	555	1,859	6,530	3,925	16,741	15,037	58,148
27年度	14,716	56,198	2,905	12,385	213	895	1,720	6,147	3,574	15,443	13,452	52,214

なお、平成27年度における滞納金額別の内訳は、以下のとおりである。

区分	滞納者数	滞納金額
10万円未満	10,760	299,299
10万円以上30万円未満	4,540	659,592
30万円以上50万円未満	1,237	395,769
50万円以上100万円未満	970	553,912
100万円以上300万円未満	471	598,776
300万円以上	136	1,625,497
計	18,114	4,132,845

②滞納整理事務の流れ

納期限までに納付がない場合は、督促や催告を行い、それでも納付がなされない場合は、財産調査、差押え等を行うこととなる。

ア 督促

督促とは、納期限を過ぎても納付しない者に対し、督促状により、期限を指定してその履行を促す行為のことである。

督促状は、納期限後20日以内に発送しなければならないとされており、時効中断が認められ、滞納処分執行の要件となっている。

金沢市においては、システムにより、滞納者に対する督促状を作成し、決裁後、発送している。

督促状が送達できない場合は調査を行うが、それでも住所等が明らかでない場合は、公示送達により対応することとなる。

過去5年間の督促状の発送件数の推移は、以下のとおりである。

税目	年度				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
個人市民税(普通徴収)	65,797	66,392	61,746	60,357	56,539
個人市民税(特別徴収)	6,965	6,647	6,567	6,550	6,214
法人市民税	1,315	1,428	1,129	1,091	987
固定資産税・都市計画税	77,196	73,170	66,656	64,990	64,063
軽自動車税	26,193	24,103	23,773	23,021	22,168
市たばこ税	5	1	1	0	0
入湯税	95	86	87	79	65
事業所税	54	50	56	38	47
合計	177,620	171,877	160,015	156,216	150,083

項目	調定額		収入額		不納欠損額		新規滞納繰越額		滞納繰越額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
23年度	3	27	0	10	0	0	1	277	4	294
24年度	4	293	4	293	0	0	0	0	0	0
25年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

項目	調定額		収入額		不納欠損額		新規滞納繰越額		滞納繰越額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
23年度	98	5,207	62	3,715	0	0	27	1,649	63	3,141
24年度	63	3,140	59	2,930	0	0	36	2,064	40	2,274
25年度	40	2,275	36	1,927	0	0	38	2,054	42	2,402
26年度	42	2,402	42	2,402	0	0	0	0	0	0
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

項目	調定額		収入額		不納欠損額		新規滞納繰越額		滞納繰越額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
23年度	67	59,108	17	16,099	2	9,149	23	23,653	71	57,513
24年度	71	57,514	16	16,590	2	2,255	18	17,157	71	55,826
25年度	71	55,825	15	16,623	1	612	15	16,424	68	53,675
26年度	68	53,675	12	17,678	4	7,302	13	8,545	65	37,240
27年度	65	37,240	13	7,727	4	605	10	7,029	56	35,757

項目	調定額		収入額		不納欠損額		新規滞納繰越額		滞納繰越額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
23年度	64,162	528,711	12,999	105,640	761	11,064	17,661	157,395	65,915	558,842
24年度	65,879	558,764	13,722	125,472	710	28,572	16,556	126,816	66,519	526,276
25年度	66,468	525,633	14,682	120,983	1,272	8,995	14,985	106,453	62,726	492,905
26年度	62,696	492,771	15,135	112,814	1,333	29,285	14,185	85,996	57,953	428,268
27年度	57,826	427,692	15,137	100,594	1,278	15,527	13,151	71,631	52,128	364,707

(注) 全ての税目において、更正等があるため、年度末の「滞納繰越額(次年度繰越分)」と翌年度の「調定額(滞納繰越分)」は一致しない。

iv 納税相談窓口の相談件数

(単位：件)

年度	平成26年度	平成27年度
項目		
来庁	190	143
電話	443	217

ウ 財産調査

督促や催告を行った後も、なお納付がない場合、滞納者の財産調査を行うこととなる。財産調査とは、滞納処分執行のため、滞納者の財産の有無や所有する財産の換価価値を調査することである。調査の対象とする財産は、預貯金、保険、給与、年金、国税還付金、不動産、動産、有価証券、自動車等であり、国税徴収法第141条の質問検査権を行使して調査を行い、必要があれば同法第142条に基づき捜索を行う。

国税徴収法

(質問及び検査)

第141条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第146条の2及び第188条第2号において同じ。)を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

(捜索の権限及び方法)

第142条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。

- 2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。
  - 一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
  - 二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。

3 徴収職員は、前二項の捜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の他の容器的類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができ

イ 催告

督促状の発送は1回限りであり、その後は随時催告によって納付を促すこととなる。催告は、文書の送付、架電、訪問等により行うが、催告についての法律上の規定はない。督促状を発送しても納付がない場合は、約1か月後に催告書を発送しているが、滞納者に強制執行等の手続が開始された場合においては、徴収を急ぐ必要があるため、催告なしに差押え等の手続を行うことがある。

初期の滞納については、主に徴収嘱託員(非常勤)が訪問し、納付勧奨を実施し、滞納繰越分については、市職員が定期的、また必要に応じて随時、文書催告を実施している。日中や夜間、休日に電話等による催告を実施しているが、催告をしても連絡がない場合や連絡先が不明な場合は、財産調査も兼ねて訪問による実態調査等を実施している。

また、平成26年度から月1回、夜間及び休日に納税相談窓口を設け、督促状や呼出状により納税相談を呼びかけている。過去5年間の催告の推移は、以下のとおりである。

i 催告書の発送件数

(単位：件)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
60,971	55,607	58,639	50,032	43,233

ii 電話催告の件数

(単位：件)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
3,336	3,432	3,315	12,460	14,419

(注)平成26年度から折衝率向上のため、夜間のほか、休日にも拡充したため、件数が増加している。

iii 訪問催告の件数

(単位：件)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
項目					
夜間	1,731	2,364	1,914	-	-
休日	1,302	1,437	1,240	-	-
徴収嘱託員	17,785	16,775	16,132	17,201	16,975
応援	4,420	4,496	4,072	-	-

(注)応援とは、資産税課、市民税課及び徴収担当以外の税務課職員が協力して行う夜間訪問催告のことである。平成26年度から、夜間や休日の電話催告に加え、納税相談窓口を開設したため、夜間や休日の訪問催告は実施していない。



公売の状況 (単位：件又は千円)

区分	種別	件数	物件概要	落札価格	滞納処分費	市税充当額	摘要
平成23年度	該当事項なし						
平成24年度	該当事項なし						
平成25年度	不動産	1	アパート	11,120,000	615,930	6,502,571	ネット公売 残額は他の配当等
平成26年度	不動産	26	茶園、皿、掛軸等	2,728,212	117,435	2,610,777	ネット公売
平成26年度	不動産	1	宅地	5,155,000	323,622	4,831,378	ネット公売
平成27年度	不動産	19	茶園、皿等	1,195,122	70,700	1,124,422	ネット公売
平成27年度	不動産	4	宅地、山林、事務所	40,352,000	2,172,927	13,459,900	会場公売、ネット公売、 残額は本人に交付

交付要求の状況 (単位：件又は千円)

年度	前年度繰越分		交付要求		配当及び納付額		交付要求未納額		翌年度繰越分	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成23年度	1,415	737,608	510	461,725	(21)	(36,928)	219	299,909	1,548	809,634
平成24年度	1,548	809,634	392	391,766	(61)	(43,579)	297	220,888	1,456	858,303
平成25年度	1,456	858,303	449	452,885	(40)	(58,633)	249	286,992	1,498	907,711
平成26年度	1,498	907,711	271	201,053	(37)	(15,587)	130	153,175	1,517	817,259
平成27年度	1,517	817,259	222	179,712	(32)	(8,226)	111	72,494	1,512	865,286

(注) ( )内の数値は競売による配当である。

iii 分割納付

やむを得ない事情により一括納付が困難な状況にある納税者については、分割納付を認めることがある。

iv 滞納処分の執行停止等

a 納税の猶予

地方税法第15条から第15条の6の3までの規定に基づき、災害や病気等により納税が困難な場合は原則1年以内の期間、納税を猶予することができる。

b 執行停止

地方税法第15条の7の規定に基づき、財産調査を行っても滞納処分をすることができ、滞りなく納税義務が履行される場合は、滞りなく納税義務が履行されることとなる。滞りなく納税義務が履行されない場合は、滞りなく納税義務が履行されることとなる。滞りなく納税義務が履行されない場合は、滞りなく納税義務が履行されることとなる。

過去5年間の執行停止の状況は以下のとおりである。

エ 滞納処分の手続

滞納処分とは、市が行う強制徴収手続の総称のことであり、主なものは以下のとおりである。

i 差押え

督促や催告により納付を促しても納付がされない場合に、国税徴収法及び地方税法に基づき滞納者の財産を処分し、これを換価できる状態にしておく強制的な処分のことである。過去5年間の差押え等の状況は以下のとおりである。

(単位：件又は千円)

年度	項目	前年度繰越分		当年度差押分		公売		当年度差押解除分		徴収その他		翌年度繰越分	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成23年度	不動産	902	3,846,645	208	404,908	0	0	167	1,465,526	943	2,786,027	0	0
平成23年度	債権	350	348,948	669	459,099	0	0	555	323,026	464	485,021	0	0
平成24年度	不動産	943	2,786,027	140	273,437	0	0	722	1,788,552	1,407	3,271,048	0	0
平成24年度	債権	404	485,021	1,006	705,811	0	0	924	530,319	546	600,513	0	0
平成25年度	不動産	919	2,509,998	69	159,829	1	2,538	86	189,776	901	2,477,513	0	0
平成25年度	債権	546	660,513	1,094	541,053	0	0	1,035	498,986	605	702,580	0	0
平成26年度	不動産	901	2,477,512	67	126,773	3	43,237	1,122	689,844	1,506	3,180,093	0	0
平成26年度	債権	605	702,580	717	485,434	0	0	737	445,353	585	742,661	0	0
平成27年度	不動産	881	2,470,322	45	133,131	2	5,140	80	100,100	844	2,498,213	0	0
平成27年度	債権	585	742,661	635	738,732	0	0	705	503,983	515	977,410	0	0
平成27年度	合計	1,466	3,212,983	681	872,261	2	5,140	786	604,481	1,359	3,475,623	0	0

ii 換価

差押えを行った不動産や動産等を公売したり、給与支払者や金融機関等の第三債務者等へ、給与や預貯金等の差押えを行った債権の取立てにより、差押財産を金銭に換えることである。なお、換価された財産は、国税徴収法等の規定に基づいて債権者に配当されることとなる。過去5年間の公売及び交付要求の状況は、以下のとおりである。

執行停止の推移（地方税法第15条の7第5項該当分を除く）

年度区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市民税(普通徴収)	1,843	40,436	2,416	47,287	1,850	29,974	969	18,222	1,142	17,935
個人市民税(特別徴収)	0	—	0	—	0	—	2	—	4	436
法人市民税	1,264	21,569	1,334	42,185	1,061	24,406	559	14,833	489	56,909
固定資産税	179	812	328	1,362	245	966	120	431	123	582
軽自動車税	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
事業所税	—	4,494	—	8,757	—	5,014	—	3,065	—	11,742
都市計画税	3,288	67,327	4,079	99,598	3,195	60,851	1,650	36,651	1,808	88,239
合計	1,665	39,933	1,741	63,032	1,221	32,745	766	23,841	880	76,458
無財産	974	14,571	1,525	23,929	1,315	15,461	632	7,824	674	7,999
生活困窮	649	12,823	813	12,637	659	12,645	252	4,986	254	3,782
所在・財産不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)都市計画税については、固定資産税と併せて取り扱うため、件数を記載していない。

オ 不納欠損

不納欠損とは、滞納分の徴収金が徴収されなくなったとして、それに係る調定額を消滅させることである。

不納欠損が行われるのは、滞納処分執行停止後3年が経過した場合（地方税法第15条の7第4項）、滞納処分の執行停止をしたもので明らか徴収できない場合（地方税法第15条の7第5項）、納期限後5年経過により時効となった場合（地方税法第18条第1項）の3パターンがある。過去5年間の不納欠損の状況は以下のとおりである。

(単位：件又は千円)

年度区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市民税(普通徴収)	6,639	88,637	6,680	110,550	7,794	134,017	6,741	107,678	5,780	95,023
個人市民税(特別徴収)	286	4,751	449	5,103	357	6,616	408	5,320	394	6,312
法人市民税	205	13,418	186	11,910	190	11,671	130	8,300	144	10,245
固定資産税	2,964	107,337	2,300	182,950	4,078	90,264	3,821	184,070	3,750	166,760
軽自動車税	2,174	7,848	2,133	7,396	2,118	7,411	1,993	7,115	1,936	7,057
特別土地保有税	0	—	1	138	0	—	0	—	0	—
事業所税	2	9,149	2	2,255	3	1,951	4	7,302	6	785
都市計画税	—	22,373	—	37,979	—	18,698	—	38,047	—	34,406
合計	12,270	253,513	11,751	358,281	14,540	270,628	13,097	357,832	12,010	320,588
無財産	2,243	109,008	2,222	233,768	2,397	90,822	2,641	209,947	2,882	126,425
生活困窮	832	12,215	909	9,917	1,426	20,348	1,137	16,983	1,121	17,496
所在・財産不明	374	10,225	358	6,636	646	11,137	737	12,766	579	9,840
損	8,821	122,065	8,262	107,960	10,071	148,321	8,582	118,136	7,428	166,827
事由	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)1.都市計画税については、固定資産税と併せて取り扱うため、件数を記載していない。  
2.不納欠損事由「その他」は、法定納期限後5年経過により時効となったものである。

なお、平成27年度における不納欠損額別の内訳は、以下のとおりである。

項目	執行停止		消滅時効		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
金額	2,964	55,953	8,471	98,363	11,435	154,316
10万円未満	253	33,976	164	21,454	417	55,430
10万円以上30万円未満	60	23,746	23	7,373	83	31,119
30万円以上50万円未満	18	14,434	33	22,410	51	36,844
50万円以上100万円未満	0	—	24	42,879	24	42,879
100万円以上300万円未満	0	—	0	—	0	—
300万円以上	3,295	128,109	8,715	192,479	12,010	320,588
合計	3,295	128,109	8,715	192,479	12,010	320,588

(注)1.都市計画税については、固定資産税と併せて取り扱うため、件数には含まれていない。  
2.消滅時効には、執行停止後に時効により消滅したものを含む。

⑤滞納整理に係る業務体制について、石川県滞納整理機構との比較により、効果的かつ効果的な体制になっているか検証した。

③滞納整理に係る業務体制  
金沢市においては、税務課が全ての税目に係る滞納整理事務を担当している。

ア 業務体制  
各係の職員数等は以下のとおりであり、基本的には納税者の住所等に基づいて、地区を担当することになっている。

係等	職員数	担当地区
納税第1係	9人	主に金沢市中部、市外及び県外
納税第2係	9人	主に金沢市南部
納税第3係	10人	主に金沢市北部
収納推進室	7人	市内全域、市外及び県外

(注) 非常勤職員を含む。

なお、滞納未処分案件については滞納額が300万円、滞納処分済案件については100万円を基準として、納税各係と収納推進室の業務を区分しており、高額滞納者に対する滞納整理は収納推進室が行うこととなる。

区分	納税第1～3係	収納推進室
滞納処分	未処分案件	300万円以下
	処分済案件	100万円以下
		300万円超
		100万円超

イ 滞納情報の管理  
滞納情報については、滞納管理システムにより管理しているが、当該システムは、税オンラインシステムと連動しており、納税者の滞納に関する税目や金額等が一元管理できるシステムとなっている。  
時効が迫っている滞納者や、分割納付を行っている滞納者については、定期的なリストを出力し、徴収漏れがないよう納税を促している。

(2) 監査手続  
①滞納整理事務について、税務課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。  
②滞納処分について、無作為に数件抽出し、督促から滞納処分までの一連の手続が適正に行われているか検証した。

③執行停止について、無作為に数件抽出し、必要な手続が適正に行われているか検証した。  
④不納欠損について、時効の算定などが適正に行われているか検証した。

(3) 監査結果  
①滞納処分について  
平成27年度の滞納処分案件から、10件を無作為に抽出し、督促から催告及び財産調査を経て、滞納処分に至るまでの一連の書類及び手続を確認したが、以下のとおり、今後対応を検討する必要がある案件が見受けられた。

手続	概要	経過
保険の交付要求	個人市県民税及び固定資産税等について、交付要求により全額回収したもの。	平成12年度から度々滞納を繰り返していたため、平成24年7月に財産調査を行い、平成25年11月に差押えを行った。その結果、滞納分は一旦完納となったが、その後も滞納は続いた。以降、架電や文書催告は行われたが、交付要求が行われたのは、平成28年2月であった。

分割納付の約束をしているにもかかわらず、履行の意思が見られなかったことから、早期に財産調査及び差押えがなされる必要があると考えられる。  
長期にわたる滞納や分割納付の不履行が著しいなど、悪質な滞納者に対しては、可能な限り迅速に滞納処分を検討する必要があることから、まずは、滞納の期間や金額が一定の基準に達した者について、速やかに財産調査を行うための体制を構築する必要がある。

**【意見】**  
悪質な滞納者に対しては、可能な限り迅速に滞納処分を検討する必要があることから、滞納の期間や金額が一定の基準に達した者について、速やかに財産調査を行うための体制を構築する必要がある。

②執行停止について  
平成27年度の執行停止案件から、無作為に10件を抽出し、一連の書類及び手続を確認したが、以下のとおり、今後対応を検討する案件が見受けられた。  
具体的には、地方税法第15条の7第1項第1号及び同条第5項の規定に基づき、相続財産管

設立年度	機構名称	参加市町
平成24年度	石川県中央地区地方税滞納整理機構	白山市、野々市市、かほく市、津幡町、内灘町
平成25年度	南加賀地区地方税滞納整理機構	小松市、加賀市、能美市、川北町
平成26年度	中能登地区地方税滞納整理機構	七尾市、羽咋市、宝達志水町、中能登町、志賀町
平成26年度	奥能登地区地方税滞納整理機構	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

設立当初は、機構に参加しない市町もあったが、順次、参加市町が増加し、平成28年度現在において参加していないのは金沢市のみとなっている。

機構には、石川県と各市町から担当職員が派遣されており、主として個人市県民税の徴収を対象としているが、他の県税市税も取り扱っている。

機構の事業成果を測る指標である収入率（個人市県民税滞納分の収入額/滞納繰越額）の推移については、以下のとおりである。金沢市に隣接する市町が参加している県央地区機構の状況であるが、機構への参加により、一定の効果が上がっていることが分かる。

自治体名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	機構参加年度
白山市	19.4%	23.7%	27.1%	31.9%	38.0%	平成24年度
野々市市	22.3%	21.9%	28.5%	33.2%	38.2%	平成24年度
かほく市	18.2%	20.4%	26.4%	26.2%	29.0%	平成24年度
津幡町	22.9%	22.1%	22.7%	22.9%	34.8%	平成27年度
内灘町	21.2%	21.1%	22.9%	20.3%	30.7%	平成27年度
金沢市	15.8%	17.8%	19.6%	21.0%	22.2%	—

金沢市の滞納繰越分に係る収入率は、機構参加市町と比較すると低く、平成23年度から年々上昇しているが、あまり大きな改善は見られない。

これについては、税務課からは「徴収職員1人当たりの高額案件や困難案件の占める割合が大さいため、収入率が低いと考えている。個人市県民税の滞納繰越分収入率については県央地区と比較すると最下位であるが、市税全体の収入率については中位である。」との回答を得た。

高額案件や困難案件が都市部に多いことは徴収実務においては一般的であるため、妥当な理由と考えられ、また市税全体の収入率が中位であることを踏まえると、金沢市においても、独自で効果的に徴収が行われていると考えられる。

実際に、金沢市では、自治大高校や東京税務協会主催研修等への職員派遣、それらの遠征研修による手法学習を充実させるなど、他市町と比較し、研修体制が充実していると言える。

また、金沢市の徴収規模は突出しており、以下のとおり、徴収職員1人当たりの引受額は大きい、機構と同程度の徴収率を上げていくことが分かる。

理人の任務終了に伴う執行停止であり、それに至るまでの金融機関への預金照会の方法についてである。

地方税法  
 (滞納処分の停止の要件等)  
 第15条の7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。  
 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。  
 (略)  
 5 第一項一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

金融機関に対する預金照会の際、滞納者の住所については、相続財産管理人の住所を記載し、氏名については「亡〇〇〇〇相続財産」と記載しているが、預金口座は相続財産管理人が名義変更の手続をしない限り、被相続人の住所、氏名のままである。相続財産管理人の住所と「亡〇〇〇〇相続財産」という氏名の特記方法では、被相続人本人の口座があっても「亡〇〇〇〇相続財産」という口座はないことから、「該当なし」という回答となる可能性がある。

今後、同様な事案について、金融機関に預金照会する際は、被相続人本人の口座の照会も含まれていることを明確にするために、相続財産管理人の住所氏名とともに被相続人本人の住所及び氏名も併記するなど、記載方法を見直す必要がある。

**【意見】**  
**金融機関に対して預金照会する際、より正確に回答を得るため、相続財産管理人と被相続人本人の住所及び氏名を記載した上で、照会する必要がある。**

③不納欠損について  
 平成27年度に不納欠損処理された案件の関連資料を閲覧し、時効に係る期間の算定等が正確に行われているかを確認したが、適正に行われており、問題点は検出されなかった。

④滞納整理に係る業務体制について  
 金沢市の滞納整理に係る業務体制について、効率的かつ効果的なものであるか検証するため、関連資料を閲覧するとともに、石川県滞納整理機構との比較を行った。  
 石川県滞納整理機構（以下「機構」という。）とは、市町が徴収事務を担っている個人市県民税の滞納額が年々増加している問題に対処するため、石川県が、県内を4つの区域に分け、平成24年度から順次、設立した組織である。

金沢市と県央地区機構の徴収職員1人当たり引受額及び徴収額

区分	金沢市	機構
1人当たり引受額	1億3,671万円	6,242万円
1人当たり徴収額	3,403万円	1,656万円
徴収率	24.9%	26.5%

以上のように、金沢市の滞納整理に係る業務体制は、効率的かつ効果的なものとなっていると考えられる。

指摘事項・意見一覧

1. 指摘事項 なし

2. 意見 21件

【個人市民税】

No.	頁	内 容
1	33	<ul style="list-style-type: none"> <li>未課税者への対応について① 未課税者の実態を正確に把握するため、長期にわたり課税システムに無職として登録されている者については、年齢等も考慮した上で、必要に応じて現地調査の対象とする必要がある。</li> </ul>
2	34	<ul style="list-style-type: none"> <li>未課税者への対応について② 未課税者調査の結果、長期にわたって継続調査となっている案件については、重点的かつきめ細かに現地調査を実施する必要がある。</li> </ul>
3	36	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収義務者の捕捉について より安定した徴収を確保するため、普通徴収を行っている事業者に対して特別徴収への切替えを積極的に呼びかけるなど、特別徴収の推進に向けた取組を強化する必要がある。</li> </ul>
4	39	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋敷課税について 家屋敷課税については、対象者からの申告を促すため、ホームページや市税のしおり等において、十分に制度を周知するとともに、効率的な対象者の把握方法について検討する必要がある。</li> </ul>

【法人市民税】

No.	頁	内 容
5	45	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税事務の正確性について 法人市民税の均等割については、前年の申告内容や給与支払報告書の情報を参考に、申告内容の正確性を検証する必要がある。</li> </ul>
6	46	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定非営利活動法人の把握と減免について 特定非営利活動法人の正確な情報把握に努めるとともに、未申告の法人に対しては、税制度を積極的に周知する必要がある。</li> </ul>
7	47	<ul style="list-style-type: none"> <li>未申告法人への対応について 未申告法人の実態を把握するため、申告期限を過ぎた法人に対して催告状を送付するなどの取組の実施を検討する必要がある。</li> </ul>

【固定資産税及び都市計画税】

No.	頁	内 容
8	63	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税事務の正確性について 減価償却明細書の写しの提出について、所有者の協力をより求めるほか、他都市の取組も参考にした上で、より正確に対象資産を把握するための対策を検討する必要がある。</li> </ul>
9	65	<ul style="list-style-type: none"> <li>更正について 更正となった原因を十分に究明するとともに、課内研修等により情報共有を図るなど、改めて正確かつ慎重な事務を徹底し、再発防止に努める必要がある。</li> </ul>

【軽自動車税】

No.	頁	内 容
10	69	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税事務の正確性について 小型特殊自動車に係る申告については、販売店等に協力を依頼し、販売時における購入者への説明を徹底するほか、ホームページ等においても申告の必要性を十分に周知する必要がある。</li> </ul>
11	70	<ul style="list-style-type: none"> <li>減免について 軽自動車税に係る身体障害者等減免の継続審査については、効率性及び正確性の観点から、システムでの一括処理やデータ化を検討する必要がある。</li> </ul>
12	71	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナンバープレートの管理について ナンバープレートの紛失や盗難、不正利用等を防止するため、交付及び回収に係る取扱方針を明確に定めるほか、管理台帳を作成するなど、厳重な管理を徹底する必要がある。</li> </ul>

【入湯税】

No.	頁	内 容
13	77	<ul style="list-style-type: none"> <li>入湯客数の把握について 特別徴収義務者に対する実地調査を行い、入湯税に係る帳簿と、会計帳簿との突き合わせにより、申告内容の正確性を検証する必要がある。</li> </ul>
14	78	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収義務者の把握について 特別徴収義務者等に対して、分かりやすく丁寧に制度を周知するとともに、実態調査を適宜実施するなど、申告漏れを防ぐための対策を講じる必要がある。</li> </ul>

【事業所税】

No.	頁	内 容
15	86	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税について 民間団体に對する事業所税の非課税適用については、非課税明細書などの提出を必要に応じて求め、慎重に判断する必要がある。</li> </ul>
16	87	<ul style="list-style-type: none"> <li>未申告法人等への対応について 事業所税の申告義務があるにもかかわらず、長年にわたり未申告である者に対しては、重点的に訪問し、その必要性を周知することにより、申告を促す必要がある。</li> </ul>

【収納事務（滞納整理事務を除く）】

No.	頁	内 容
17	97	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付方法について① 納税奨励金については、納税協力会の会員数及び取扱税額が減少傾向にあることから、市民行政評価の結果も十分尊重し、制度の抜本的な見直しを検討する必要がある。</li> </ul>
18	100	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付方法について② 納税者の利便性の更なる向上と市税収入を確保する観点から、ペイジーやクレジットカードによる納付が可能となるよう検討を進める必要がある。</li> </ul>
19	100	<ul style="list-style-type: none"> <li>延滞金の減免について 延滞金の減免については、決算書の分析など専門的な知識が求められる場合があることから、研修等を行い職員の専門的な実務能力を高めるほか、必要に応じて、専門家に分析を依頼し、意見を求めることを検討する必要がある。</li> </ul>

【滞納整理事務】

No.	頁	内 容
20	112	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞納処分について 悪質な滞納者に対しては、可能な限り迅速に滞納処分を検討する必要があることから、滞納の期間や金額が一定の基準に達した者について、速やかに財産調査を行うための体制を構築する必要がある。</li> </ul>
21	113	<ul style="list-style-type: none"> <li>執行停止について 金融機関に対して預金照会する際、より正確に回答を得るため、相続財産管理人と被相続人本人の住所及び氏名を記載した上で、照会する必要がある。</li> </ul>





平成29年(2017年)4月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)4月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄